

令和4年度 第4次津山男女共同参画さんさんプラン事業実施報告

基本目標 I 男女共同参画社会実現への基盤づくり

重点目標1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識づくり

主要施策(1) 男女共同参画の理解、意識改革のための広報・啓発

※「評価」欄の入力基準： ○・・・ほぼ計画どおり実施できた（7割以上実施） △・・・一部実施できた（3割以上7割未満実施） ×・・・ほとんどできなかった（3割未満実施）

No.	施策	概要	担当課	令和4年度事業実施計画	取組結果・内容	評価	△または×の理由
1	各種講座やイベントの開催	男女共同参画の理解と意識改革を図るため、男女が参加しやすい講座やイベント等を開催します。 ・さんさん祭りの開催 ・男女共同参画週間パネル展の開催 ・男女共同参画講座等の開催 ・社会制度や慣行を見直す学習機会の提供 ・男性の家事・育児・介護等に対する意識改革や能力向上のための講座開催 ・働き方改善の取組支援 ・津山広域事務組合との共催による講演会の開催 ・関係資料の特別展示の開催	人権啓発課	さまざまな視点・テーマから、男女共同参画の理解につながる講座の企画・実施をする。（男女共同参画「さんさん」セミナー、男女共同参画週間パネル展、さんさん祭り等の実施。）	健康、子育て、女性活躍など様々なテーマで計6回の主催講座（さんさんセミナー）を開催した。参加者総数は138名。男女共同参画週間パネル展を6月23日から7月10日の間に実施した。 また、各講座やイベント等で「さんさん」の施設やさんさんセミナーのPR等男女共同参画の啓発を行った。	○	
			仕事・移住支援室	津山広域事務組合と連携して、優良従業員表彰等を実施。この中で、男女共同参画等に係る情報提供や意識啓発に努める。	津山広域事務組合と連携して、ホットニュースを通じて、男女共同参画等に係る広報を行った。また、岡山労働局と連携して、津山市内企業の人事担当者や経営者を対象に女性活躍推進セミナーを開催した。	○	
			生涯学習課	中央公民館に男女共同参画の啓発コーナーを設け、男女共同参画の視点に立った社会教育や慣行も見直しを図る機会を提供する。公民館で開催する講座の中で、男女共同参画に関する要素に配慮した講座を計画する。 「さんさん」と連携し、男女共同参画講座の開催やさんさん祭り関係資料の特別展示を行う。	来館者の目に触れやすい場所に、男女共同参画の啓発コーナーを設置し、啓発活動を行った。公民館主催講座の中で、男性の料理教室など男女共同参画に配慮した講座を実施した。 「さんさん」と連携して、男女共同参画講座の開催やさんさん祭りのポスターや関係資料の特別展示を図書館前会場で実施した。 3月14日に公民館男女共同参画推進委員研修会において人権をテーマに研修会を実施し、人権に対する理解を深めた。	○	
2	広報紙・情報誌による広報・啓発活動の充実	男女共同参画を促進するための様々な媒体を通じて効果的な広報・啓発活動を行います。 ・「広報津山」、市ホームページ、SNS等を活用した広報・啓発 ・男女共同参画だより「えすぽあ」での広報・啓発 ・FMラジオ等、その他メディア媒体の活用	秘書広報室	広報津山や市フェイスブック、LINEなどへ、男女共同参画社会に関する記事を、年間15回以上掲載する。	広報津山の11の月号に14件の記事、フェイスブックに17件、LINEに17件の啓発記事など年間合計48回掲載した。	○	
			人権啓発課	広報津山に、男女共同参画コラム「ひととひとの間に」を年2回掲載する。 男女共同参画だより「えすぽあ」を年1回発行し、広報津山に折り込み、全戸配布する。 その他、市ホームページやフェイスブック等を利用した情報発信に努める。	広報津山に男女共同参画コラム「ひととひとの間に」を掲載した。 ・「どんな悩みでも私たちにお聞かせください」（令和4年8月号） ・「一人ひとりの個性を大切に」（令和5年2月号） メディアリテラシーについても広報津山（令和5年2月号）へ掲載し、啓発を行った。 男女共同参画だより「えすぽあ」を発行し、広報津山4月号（令和5年3月発行）に折り込み、全世帯へ配布した（えすぽあNo.55）。 また、主催講座等の開催を、広報紙やホームページ等で情報発信を行った。	○	
3	市民団体等の育成	男女共同参画社会実現に向けて活動している団体やグループ等の育成や、団体間のネットワーク形成の支援を行うとともに、人材育成のための講座を開催します。 ・各種女性団体やつやまNPO支援センターにおける市民活動団体の支援・育成 ・男女共同参画市民企画講座の実施 ・人材育成講座	人権啓発課	津山市で活動する市民団体・グループを対象に男女共同参画市民企画講座を募集し、応募団体による自主運営の講座を実施する（2講座）。 市民を対象に、人権意識の向上を目的とした講演会を開催する。	男女共同参画市民企画講座を募集し、感染症拡大防止の制約のなか1講座を開催した。 ・3月12日開催「「生」と「性」のカタリバ!-知りたい 聞きたい しゃべりたい-」、企画団体：支え合い育ち合い根っことわーくあんあん、参加者23名 津山市人権尊重の教育推進協議会との協働で、人権週間に「人権を考える市民のつどい」を開催し、啓発を行った。 ・11月28日開催「人権を考える市民のつどい」、参加者150名	○	
			地域づくり推進室	地域づくりサポートセンターにおける市民団体の活動支援を継続して行う。	地域づくりサポートセンターにおいて、新規のNPO設立相談など住民団体の活動支援を継続して行った。 利用者数2,834件、うち相談件数320件。	○	

			生涯学習課	公民館で開催される講座、生涯学習講座の中で、人材育成に関する要素に配慮した講座の組み立てを行う。	津山市生涯学習人材バンクの登録者に生涯学習講座および大人のまなびい教室の講師を依頼し、人材育成に配慮した講座の組み立てを行った。	○	
4	市民団体等との協働による啓発事業の推進	市民団体等と協働し、市民ニーズに即した分かりやすい視点から意識改革を推進します。 ・さん・さん祭りを市民団体と協働で開催 ・男女共同参画市民企画講座の実施	人権啓発課	さん・さん登録団体と協働し、7月9日、10日に「さん・さん祭り2022」を開催する。 津山市で活動する市民団体・グループを対象に男女共同参画市民企画講座を募集し、応募団体による自主運営の講座を実施する（2講座）。	さん・さん登録団体と協働し、7月9日から10日まで「さん・さん祭り2022」を開催した。学習会、体験教室、展示等を通じて、男女共同参画について考える機会と場を提供し、併せて「さん・さん」のPRを行った。参加者は444名であった。 また、男女共同参画市民企画講座を募集し1講座を開催した。	○	
5	市民のメディア・リテラシー向上への取り組み	固定的な性別役割分担意識を助長する表現や、性の商品化につながる表現、男女間の暴力を無批判に取り扱う表現など、携帯電話やインターネットなどの情報通信を含めたメディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力(メディア・リテラシー)の向上を図ります。 ・メディア・リテラシーに関する講座・講演会の開催や資料展示など学習機会や情報の提供 ・児童・生徒へのメディア・リテラシーの指導や保護者への啓発	秘書広報室	広報紙などに掲載する内容について、偏った表現を避け、信頼性・中立性に配慮する。 また、メディア・リテラシーに関する啓発記事の掲載に努める。	広報紙などに記事を掲載する際に、偏った表現とならないよう、信頼性・中立性に最大限配慮して編集作業を行った（毎月発行：年12回）。 メディア・リテラシー(メディアからの情報を見極める能力)に関する啓発記事を、広報津山に1回(令和5年2月号)掲載した。	○	
			人権啓発課	メディア・リテラシーに関する啓発事業等を開催する。その他、学習機会を設け、情報の提供を行う。	秘書広報室と連携し、広報津山(令和5年2月号)にメディアリテラシーに関する記事を掲載し、啓発を行った。	○	
			生涯学習課	メディア・リテラシーに関する資料の収集やポスター掲示により来館者への情報発信を行う。	メディア・リテラシーに関する資料の収集を行い、ポスター掲示やパンフレットの配布などにより来館者への情報提供を行った。	○	
			学校教育課	各教科や特別活動等を通して児童・生徒へのメディア・リテラシーを指導し、通信やPTA活動等で保護者への啓発を行う。 主体的に情報機器を使用するための小中学校における新しい親(保護者)学講座や子育てワークショップ研修等を開催する。	関係機関等作成の資料等を学校へ配付して教職員のメディア・リテラシーを向上させる情報を発信し、授業を通して児童・生徒の情報活用能力を育てよう努めた。また、令和5年度に向けて、津山市版のICTリテラシー学年別表を作成し、活用を促している。 小中学校の自由参観日や学級PTA活動等において、子育てワークショップや親(保護者)学講座を開催し、家庭におけるスマホ等のルール作りやより良い使い方などについて研修を行った。	○	
6	市役所における制度・慣行の見直しと職員の意識改革の促進	市の施策が男女に中立に働くよう、職員の意識改革を促進するとともに、市の条例・規則等が固定的な性別役割分担意識に基づくことのないよう、常に確認し、必要に応じて改善を図ります。 ・男女共同参画の視点に立った政策・例規等のチェック ・市の制度や慣行の見直し ・職員の意識改革の促進 ・職員研修の実施	総務課	市の条例・規則等の規定の仕方や表現が、固定的な役割分担意識に基づいていないかどうか見直しを促進するとともに、必要に応じて改善を図る。(条例・規則等の見直しは所管課が実施。改正文の審査時に総務課として内容を検討するもの)	市の条例・規則等を審査する過程で、例規中の規定や表現が固定的な役割分担意識に基づいていないかどうかについて審査を行った。(条例・規則等の見直しは所管課が実施。改正文の審査時に総務課として内容を検討するもの)	○	
			みらいビジョン戦略室	第5次総合計画後期実施計画や総合戦略の推進に当たっては、男女共同参画の視点を反映できるよう意識して調整を行う。	令和3年度より、津山市地域創生推進会議(総合戦略外部委員会)の女性委員を0人から4人に増員しているが、令和4年度も当該人数を維持している。 また、主要事業の計画変更や計画推進にあたり、各部局との調整を行う際には、男女共同参画の視点を反映するよう調整を行った。	○	
			行財政改革推進室	行革実行計画の推進にあたって、男女共同参画の視点を意識して調整を行う。	各取組項目の検討・実施にあたっては、行財政改革推進本部のもと、男女共同参画の視点を意識した事業調整を行った。	○	
			人事課	人権啓発研修等を啓発の機会として、職員のより一層の男女共同参画の理解と意識改革を行う。	全職員を対象に「セクシュアリティと人権」等4つのテーマで人権啓発研修を実施し、男女共同参画や人権意識の向上を図る取り組みを行った。	○	
			人権啓発課	人事課の人権啓発研修などを通して、市職員の意識啓発を図る。 関係各課に配置している津山市男女共同参画まちづくり推進班員を対象とした研修会等を企画。	12月の人権週間に合わせ、全職員を対象人権研修を行った。 令和5年3月13日に、新採用市職員に対する人権啓発研修を行った。	○	

7	行政刊行物等における男女共同参画の視点の推進	性別に基づく固定観念にとらわれない男女の多様なイメージを社会に浸透させるため、市役所における刊行物の見直しを行い、必要に応じ改善を図ります。 ・「男女共同参画行政刊行物ガイドライン」の周知 ・広報担当職員研修の実施	秘書広報室	広報紙に掲載する記事やイラストなどに、固定的な性別役割分担を助長する表現が無いように配慮する	広報紙などに掲載する記事や使用するイラスト、写真などでは、性別による固定的役割分担を助長するような表現がないように配慮を行った（毎月発行：年12回）。	○	
			人権啓発課	行政刊行物等の情報や表現が、固定的な性別役割分担意識や性的な差別につながることをないよう、市職員に啓発する。 イントラネットに「男女共同参画行政刊行物ガイドライン」を掲載し、周知を図る。 市ホームページや広報紙、庁用車等の広告について、広告審査会に出席し、不適切な表現がないかを審査する。	イントラネットに男女共同参画行政刊行物ガイドラインを掲載し周知を図った。 市ホームページ等の広告について、広告審査会において不適切な表現がないか、ロゴやキャラクターの使用が適切か等の確認を行った。	○	

主要施策(2) 男女共同参画に関する調査・研究

No.	施策	概要	担当課	令和4年度事業実施計画	取組結果・内容	評価	△または×の理由
1	調査・研究の推進	市の施策に男女共同参画の視点を盛り込む基礎資料とするため、市民意識・実態調査を実施します。 ・講座等の事業実施の際のアンケートによる意識・ニーズ調査	人権啓発課	講座等の事業実施の際に、アンケートを行い、男女共同参画に関する意識やニーズの調査を行う。	主催・共催のセミナー参加者に対しアンケート調査を実施し、意識やニーズの調査を行った。	○	
2	情報の収集・提供	男女共同参画に関する先進事例、統計等の情報を収集し、提供します。 ・男女共同参画情報コーナーの整備と資料の貸出し	人権啓発課	男女共同参画社会づくりの拠点としての機能を充実させるため、「さん・さん」情報コーナーの図書等を整備する。 各関係機関等が発行する情報誌等を整備し、市民に情報提供する。	情報コーナーの整備状況は、令和5年3月末現在、図書1,415冊、ビデオ・DVD109本。（うち令和3年度新着図書10冊）新着図書の情報を男女共同参画だより「えずぼあ」にて紹介した。 また、各関係機関等が発行した情報誌等を配架し情報提供した。	○	

重点目標2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

主要施策(3) 男女共同参画の視点に立った学校教育等の推進

No.	施策	概要	担当課	令和4年度事業実施計画	取組結果・内容	評価	△または×の理由
1	男女共同参画の視点に立った教育の充実	子どもの発達段階に応じて、人権を尊重した教育を実践し、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さ、性教育等について指導の充実を図ります。進路指導においては性別にかかわらず、生徒の個性と能力に合った進路が選択できるような適切な進路指導を実施します。 ・人権教育の実施 ・家庭生活や性教育等の指導の充実 ・適切な進路指導の実施	学校教育課	各教科、道徳、特別活動等において、男女共同参画の視点からの授業の充実を図るとともに、学校教育全体をととして、人権尊重、男女平等、男女の相互理解・協力についての指導を発達段階に応じて推進する。 また、キャリア教育の充実を図り、一人ひとりの個性や能力を尊重し自立の意識を育む教育や進路指導を推進する。	各教科、道徳、特別活動等において、男女共同参画の視点からの各学校の教育計画に基づき、人権の尊重、男女平等、男女の相互理解等についての指導を発達段階に応じて推進した。チャレンジワーク（つやまっ子デビュー14）については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、代替学習を実施した学校もあったが、各校が工夫してキャリア教育の充実を図った。また一人ひとりの個性や能力を尊重し、自立の意識を育む教育や進路指導を推進した。	○	
			こども保育課	男女共同参画の考え方が浸透するよう、各園で幼児の発達段階に応じた保育計画を立案し、日常の保育の中で適切な人権教育を実践する。	市立幼稚園では各学年の発達段階に合わせた人権教育計画を5期に分けて計画実施した。各期ごとに振り返りを行い、日常的に保育の中で適切な人権教育を実践した。 市立保育所・認定こども園では、各園にて各年齢の発達段階に合わせた人権教育を保育の中に取り入れ実践した。	○	
2	男女共同参画の視点に立った学校運営の推進	学校・園行事やPTA活動において、男女が共同で参画できる体制を整備します。また、諸帳簿等についても男女共同参画の視点に立った条件整備を図ります。 ・男女共同参画の視点に立った学校・園行事等の実施 ・PTA活動における男女共同参画の促進	学校教育課	男女共同参画の視点に立った学校運営を進めるため学校教育全体を通じ、人権の尊重、男女平等、男女の相互理解・協力についての指導を発達段階に応じて推進していく。 PTA活動において、男女共同参画の視点に立った子育てワークショップ研修等を進め、男性の育児参加などの啓発を図る。	男女共同参画の視点に立った学校運営を進めるため学校教育全体を通じ、人権の尊重、男女平等、男女の相互理解・協力についての指導を発達段階に応じて推進した。 PTA活動における、男女共同参画の視点に立った研修として、市PTA連合会役員（男性、女性）が出演した朝食づくりの動画作成と配信を行い、男性の育児参加などの啓発を図った。	○	

			こども保育課	各種行事において、男女区別のない役割分担を行うなど、男女共同参画の視点に立った状況を設け実践する。	市立幼稚園、保育所及び認定こども園では、園行事やPTA活動を、幼児や保護者も男女の区別なく、参加できるように実施した。 また、保育所では、2歳以上児の保護者に保育参加をしてもらい、父親母親どちらも参加があり、保育士体験をしていただいた。	○	
3	教育関係者等の研修の充実	保育・教育関係者等(学童保育支援員を含む)を対象とし、男女共同参画の視点に立った研修の充実を図ります。 ・男女共同参画の視点に立った研修の実施	人権啓発課	教育関係者の研修等に、出前講座、啓発ビデオ等の貸し出し、啓発パンフレット等を積極的に利用するよう情報を公開する。	市ホームページに啓発資料の情報を掲載し情報提供を行った。	○	
			子育て推進課	放課後児童クラブにおいて、子どもを保育する立場の関係者に対し、男女共同参画の視点に立った子ども・子育て支援について研修の実施やチラシ等を配付し意識の形成を図る。	放課後児童クラブにおいて、子どもを保育する立場の関係者に対し、男女共同参画の視点に立った子ども・子育て支援についてのチラシ等を配付し意識の形成を図った。	○	
			こども保育課	各関係者に対し、年間計画に基づき男女共同参画の視点に立った研修の実施を促す。	市立幼稚園、保育所及び認定こども園では、男女共同参画の視点に立った子ども・子育て支援について、職員会議や園内研修を開催したりチラシ等を配布して、意識形成を図った。	○	
			学校教育課	教育関係者に対して、人権意識の高揚、男女共同参画の理念の普及を図る意識啓発研修等の取組を推進する。	校園長会議等において、各校への全体的な指導や指示伝達を行った。また、各校や各中学校ブロックでの人権教育研修会や小中学校生徒指導連絡協議会を開催する等、推進することができた。	○	
4	高等学校、高専、大学等における教育の実施	高等学校や高等専門学校、大学等における男女共同参画の視点に立った教育を働きかけます。 ・啓発資料の配布、教材の貸出し ・出前講座の実施 ・若者を対象にした講座の実施	人権啓発課	教育関係者の研修等に、出前講座、啓発ビデオ等の貸し出すほか、啓発パンフレット等を積極的に利用するよう情報を公開する。	市ホームページに啓発資料の情報を掲載し情報提供を行った。	○	
			生涯学習課	来館者に対し男女共同参画関連の情報提供を積極的に行うとともに、パンフレットやチラシの配布などにより啓発を図る。	来館者に対し、男女共同参画関連のちらし、パンフレットの配布を行い、学生等に啓発を行った。	○	

主要施策(4) 男女共同参画の視点に立った生涯学習等の推進

No.	施策	概要	担当課	令和4年度事業実施計画	取組結果・内容	評価	△または×の理由
1	社会教育関係者の男女共同参画に関する理解の促進	地域における男女共同参画に関する学習機会の充実のため、社会教育関係者に対する啓発を推進します。 ・公民館長や公民館活動推進協議会男女共同参画推進委員への研修 ・各種研修機会の活用 ・出前講座の周知	人権啓発課	公民館館長と公民館活動推進協議会男女共同参画推進委員を対象に研修会を実施する。 公民館長会議で出前講座の利用を呼びかける。	公民館活動推進協議会男女共同参画推進委員研修会を行った。 ・3月14日開催「家庭の中の人権」、受講者39名 また、4月に各公民館長へ出前講座利用の案内を行った。	○	
			生涯学習課	公民館長や公民館活動推進協議会男女共同参画推進委員、社会教育関係者の会議等で、地域における男女共同参画に関する啓発や報告などを行う。	社会教育委員の令和5年3月14日開催の会議で男女共同参画に関する取り組みについて報告や啓発資料の配付を行った。 男女共同参画推進委員研修会(場所は中央公民館、参加人数50人)	○	
2	地域における学習機会の提供	地域における男女共同参画に関する学習機会の充実のため、地域団体や公民館等における学習機会の提供を図ります。 ・男女共同参画に関する出前講座(生涯学習リクエスト大学)の実施 ・男女共同参画のテーマを盛り込むことによる公民館講座・学級などの実施 ・地域における学習機会の提供 ・出前講座の周知	人権啓発課	広報津山折り込み情報誌の生涯学習通信「まなびい」や公民館長会議などにおいて、出前講座の積極的な利用を呼びかけ、地域における学習機会の提供を図る。 公民館長会議で出前講座の利用を呼びかける。	「まなびい」や公民館長宛文書で、出前講座の積極的な利用を呼びかけ1件行った。 さん・さん主催の講座等について各公民館、各支所、出張所、公民館の地区館等へのチラシ配架、防災行政無線の活用等により情報提供を行った。	○	
			生涯学習課	出前講座(リクエスト大学)や公民館で開催される講座の中で、男女共同参画に関する要素に配慮した講座の組み立てを行う。	地域の要望に応じた男女共同参画に関する出前講座(生涯学習リクエスト大学)を実施した。(12件、参加者520人) 公民館主催講座による男性料理教室の開催(城西公民館11回 参加者186人、加茂町公民館10回 参加者36人、勝北公民館2回 参加者15人)	○	

3	男女共同参画の視点に立った家庭教育の充実	性別にかかわらず、一人ひとりの個性と能力を伸ばす家庭教育の重要性について啓発を図り、家庭教育力の向上を目指します。 ・学校やPTA等が実施する家庭教育推進事業において、人権教育や男女共同参画の視点を取り入れた事業を展開	学校教育課	家庭における男女共同参画の学習を図るため、学校での参観日、通信などを通じて啓発に努める。チャレンジハッピーデーやあいさつ運動の活動を通して、家庭教育の重要性を啓発していく。 幼稚園や保育園、小中学校、PTAで開催している家庭教育に関する子育てワークショップなどを通じ、人権や男女共同参画について啓発を行う。	チャレンジハッピーデーの活動を通して、親子が将来の夢や目標、ノーメディア・チャレンジ、読書について話す取り組みをすることによって、家庭教育の重要性を啓発した。 幼稚園や保育園、小中学校、PTAで開催している家庭教育に関する親学講座（講演会）や子育てワークショップなどを通じ、人権等について啓発を行った。	○	
			人権啓発課	男女共同参画の視点に立った家庭教育や子育てに関する講座等を開催する。 妊婦学級や公民館での男女共同参画研修会などで学習機会を設け、情報の提供を行う。	健康増進課主催のハローベビー教室において「さん・さん」の紹介と家庭における男女共同参画について説明を行った。（全3回、93名参加）	○	
			こども保育課	家庭教育の重要性を周知し各家庭にて実践されるよう講演会等を企画する等、啓発に努める。	市立幼稚園では、全保護者対象に講演会を実施し、約60名の保護者が参加した。また、家庭教育の重要性について、園だより、クラス便り及び保健便り等で啓発を行った。 市立保育所及び認定こどもでは、保護者を対象にした講演会は実施できなかったが、人権教育や男女共同参画に係るチラシ等で啓発等を行った。	○	

基本目標Ⅱ 人権の尊重と安全・安心な暮らしの実現

重点目標3 男女間のあらゆる暴力の根絶(DV防止計画)

主要施策(5) DV発生の防止及び抑制に向けた取り組み

No.	施策	概要	担当課	令和4年度事業実施計画	取組結果・内容	評価	△または×の理由
1	人権教育・啓発の推進	DV、デートDV、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、性の商品化等の 人権侵害、暴力を根絶するために、機会あるごとに、人権教育や意識啓発に努めます。 ・保育、教育の場や地域で行う学習の場での人権教育の推進 ・啓発事業の実施 ・パンフレット配布 ・若者及びその保護者に対する教育・啓発の推進 ・有害図書および広告物等の社会環境の浄化	人権啓発課	男女共同参画週間パネル展、さん・さん祭り、講座等において、DV防止についての理解を深め、暴力を許さない意識を醸成する。 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、DVや児童虐待など、暴力防止に関する事業を開催する。 「津山市二十歳を祝う会」で、式典に出席した人にデートDV防止パンフレットを配布する。	男女共同参画週間パネル展、講座等において、DV防止に関するリーフレット等を配布し、啓発を行った。 11月の女性に対する暴力をなくす運動週間、児童虐待防止推進月間にあわせ、パネル展を開催した（11月1日～30日）。 「津山市二十歳を祝う会」で、式典に出席した人にデートDV防止パンフレットを配布し啓発に努めた。	○	
			こども保育課	保育・教育の場において、年齢に応じた人権教育の啓発・推進に努める。	職員対象の人権研修に全職員が参加した。 市立保育所では、人権を大切に保育（不適切保育について）の研修を受け、人権擁護のためのセルフチェックリストを行い自分の保育を振り返った。 市立認定こども園では、懇談会等で保護者向けに人権研修の実施や啓発を行った。 つやま西幼稚園では、「人権学習充実拠点校事業」の指定を受け、人権教育の指導方法等のあり方について研究し、公開保育と協議を行った。つやま東幼稚園では、その研究成果を活用し、保育実践につなげた。	○	
			学校教育課	関係機関等作成のDV等防止のためのリーフレット等を学校へ配布し、意識啓発を図る。 また児童虐待とも関係があるケースについては、関係課や関係機関と連携し、支援を行う。	関係機関等作成のリーフレット等を学校へ配布して、意識啓発を図ると同時に、校長会議、生徒指導担当者会において児童虐待の対応について周知した。 また児童虐待の疑いがあるケースについては、関係機関と連携を密にして支援を行った。	○	
			次世代育成課	「津山市二十歳を祝う会」において参加対象者約千人に対してDV防止やデートDV防止などの啓発冊子を配布し、互いの性を尊重する意識の醸成に努める。	「津山市二十歳を祝う会」において、参加者705人にDV防止やデートDV防止などの啓発冊子を配布し、互いの性を尊重する意識の醸成に努めた。	○	
			生涯学習課	「さん・さん」と連携し、男女共同参画講座やさんさん祭りの関係資料の特別展示を行う。	「さん・さん」と連携し、男女共同参画関連の特別展示を図書館前会場で行った。	○	

			秘書広報室	「DV、セクハラなどは人権を侵害する行為である」という認識を広める啓発記事を、広報紙に掲載またはSNS配信する。	広報津山8月号において、DVに対する正しい認識を広める記事を掲載した。また、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間に合わせたDV防止啓発パネル展についてSNSやホームページに掲載し啓発を行った。	○	
2	DVに関する理解促進	講座等でDVの実態等を周知し、「暴力は許されない」という市民意識の醸成を図り、DVの被害が潜在化・深刻化しないよう、被害を受けた場合あるいは身近に被害者がいた場合の対処方法などについて、市民の理解や認識の促進に努めます。 ・研修・講座等による普及啓発 ・加害者更生プログラム等についての県や関係機関との情報交換	人権啓発課	男女共同参画週間パネル展、さん・さん祭り、講座等において、DV防止についての理解を深め、暴力を許さない意識を醸成する。 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、DVや児童虐待など、暴力防止に関する事業を開催する。 「津山市二十歳を祝う会」で、式典に出席した人にデートDV防止パンフレットを配布する。	男女共同参画週間パネル展、講座等において、DV防止に関するリーフレット等を配布し、啓発を行った。 11月の女性に対する暴力をなくす運動週間、児童虐待防止推進月間にあわせ、パネル展を開催した（11月1日～30日）。 「津山市二十歳を祝う会」参加者にデートDV防止パンフレットを配布した。	○	

主要施策(6) 被害者等救済体制の充実

No.	施策	概要	担当課	令和4年度事業実施計画	取組結果・内容	評価	△または×の理由
1	相談体制の充実	更なる相談体制の充実を図り、DV被害者への支援を強化するとともに、二次的被害が生じないように適切に対応します。 相談者自身の資質の向上を図るとともに、相談員の精神的な負担を軽減できるようメンタルヘルスケア等についても留意します。 ・配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等との連携 ・相談体制の充実と相談員の確保 ・庁内相談員連絡会議の実施 ・弁護士による無料法律相談事業の活用 ・相談員のメンタルヘルスケア体制の整備 ・相談員のスキルアップ ・「相談先一覧カード」を市内公共施設や医療機関、商業施設等へ設置	人事課	相談員のメンタルヘルスケアについて、その他のメンタル不調者と同様に「メンタルヘルス相談室」の活用により対応していく。 なお、「メンタルヘルス相談室」とは、平成29年度から産業カウンセラーにより実施しており、職場・人間関係などの社会的アプローチに始まり、必要に応じて医療的アプローチに繋げていくことを目的としているものである。	会計年度任用職員を含む相談業務に従事する職員及びその他の職員を対象に、産業カウンセラーによる「メンタルヘルス相談室」を開設し、随時、職員からの相談体制の充実を図った。 令和4年度相談実績：17件	○	
			人権啓発課	配偶者暴力相談支援センターにおいて、相談員による相談を平日10時から18時、土日10時から17時に実施する。 広報津山や市ホームページへの掲載をはじめ、リーフレット等を各所に配置し、相談事業を幅広く周知する。	広報紙への掲載やリーフレット・相談カードの配架などにより相談事業の周知を積極的に行った。 配偶者暴力相談支援センターで実施計画に沿った受付時間で相談業務に努めた。令和4年度相談件数579件（うちDV相談192件） 相談員及び担当職員は関係機関が実施する研修会等へ積極的に参加し、また弁護士や臨床心理士への特別相談を月一回程度行った。	○	
			環境生活課	犯罪被害者等支援ネットワーク会議等の機会を利用して、情報の共有及び相談体制の連携に努め、適切な対応を図る。	新型コロナウイルス感染拡大の影響で、令和4年度は十分な情報共有をはかることができなかった。2ヶ月に1回程度開催している相談員実務者会議を通じて、情報の共有と相談体勢の連携をはかった。	△	感染症拡大の影響による
			障害福祉課	事案発生時、迅速に適切な機関につなげるよう、関係機関との連携確認を行う。	津山地域障害者虐待防止センターをはじめ関係機関と平時から連携を図り、緊急時の支援体制を整備し、情報共有しながら迅速に対応支援した。	○	
			高齢介護課	他課と連携を取り、DV被害者に対する情報の管理を徹底する。	市民窓口課と連携を取り、DVの支援が必要な方については介護システムに登録・管理し、その取り扱いについて注意を促した。	○	
			子育て推進課	母子父子自立支援員を配置し、被害者が相談しやすい環境の整備と相談体制を整える。	母子父子自立支援員を2名配置し、DV等の緊急事態にも対応できるよう相談体制を整備している。 また、毎月第1月曜日には、弁護士の無料法律相談を実施しており、専門的な相談にも対応している。 【令和4年度相談件数】 母子相談458件（うちDV関係12件） 父子相談14件 法律相談23件	○	

			こども子育て相談室	子ども家庭総合支援拠点として、児童相談の窓口や、児童虐待の通告先となるこども子育て相談室を市民や関係機関に周知し、児童虐待の早期発見・早期対応につなげる。 岡山県、児童相談所及び家庭相談員連絡協議会等が主催の研修会等に積極的に参加し、相談員の資質・能力の向上等に努める。	広報紙(6月号、1月号)やFMつやまの行政放送(通年)、ホームページを活用して相談窓口の周知を行うとともに、11月の児童虐待防止推進月間における広報紙での特集記事や展示コーナー設置や、新たに子どもセンターのライトアップにより市民向けの広報・啓発を行った。 また、岡山県や家庭児童相談員連絡協議会などが主催する研修会に参加し、相談員の資質向上を図ったほか、保育園関係者を対象とした研修会を開催し、児童虐待への対応にかかる意識統一や関係者の資質・能力の向上等に努めた。	○	
			健康増進課	関係機関との連携を図り、気軽に相談できる支援体制を充実させる。	訪問や相談の中でDVの被害が疑われるケースについては、各支援機関と連携を図り対応した。また、困難事例については、ケース会議等で支援方法を検討した。	○	
2	発見・通報に関する体制整備	DVの早期発見のため、医療機関、教育機関及び福祉関係窓口並びに民生委員・児童委員等との協力体制をつくります。 ・児童及び高齢者、障害者虐待相談窓口等との協力体制づくり ・保育、教育機関、医療関係者等の理解の促進 ・民生委員・児童委員、愛育委員、人権擁護委員等への働きかけ	人権啓発課	DV被害者から相談があった場合、庁内関係課等と連携を取り、すみやかに対応する。	庁内で開催される「相談員実務者会議」や県が開催する各種関係機関の研修会に参加し、各機関との連携を深めた。また、必要に応じて関係機関と連携を行った。	○	
			生活福祉課	広く地域の実情に通じている民生委員・児童委員に対して早期発見、通報の協力を働きかける。	民生委員・児童委員の定例会議で働きかけを行った。	○	
			障害福祉課	津山地域虐待防止センターをはじめ障害福祉関係機関と更なる連携を図る。	自立支援協議会等に参加し、障害福祉関係機関との連携を図った。	○	
			高齢介護課	他課と連携を取り、DV被害者に対する情報の管理を徹底する。	市民窓口課と連携を取り、DVの支援が必要な方については介護システムに登録・管理し、その取り扱いについて注意を促した。	○	
			子育て推進課	放課後児童クラブで、DV被害を疑う事案を発見した場合には早期に情報提供していただくよう、連携の強化を図る。	DV被害等を早期に発見するため、常に関係課や関係機関との連携に努めている。	○	
			こども保育課	各園に協力を依頼し、各種関係機関と情報共有しながら早期発見に努める。	こども保育課として園へ協力を依頼し、情報共有しながら相互に連携を図り、早期発見による関係機関への情報提供に努めた。 市立幼稚園、保育所及び認定こども園では、子育て相談室から依頼を受けた見守り家庭の園児について、「家庭児童近況連絡票」を毎月報告し、特に気になる園児は、電話連絡を取り合ったり、ケース会議を開いたりして、情報共有を図りながら早期情報提供に努めた。	○	
			こども子育て相談室	虐待を受けた児童の早期発見等につながるよう、要保護児童対策地域協議会の構成団体との連携・協力体制を維持・強化する。	要保護児童対策地域協議会の構成機関との代表者会議(7月)をはじめ、各種会議(ケース検討会議93回)にて連携・協力体制の確認や相談窓口の周知を行うとともに、保育園関係者を対象とした研修会(10月、30名)等を開催し、児童虐待への対応にかかる意識統一や関係者の資質・能力の向上等に努めた。	○	
			健康増進課	適切な相談対応をしていくために、早期に各関係機関との連携を図る。	DVや虐待のケースの相談を受け、迅速かつ密に関係機関と連携を取りながら関わった。	○	
			学校教育課	児童虐待・DVなど、児童生徒の学校生活の様子を観察し、様子の変化をとらえた場合には、素早く関係機関に情報を共有できるように学校の連絡体制を整える。	校長会議、生徒指導担当者会等の連絡や研修等で児童・生徒の学校生活の様子を観察し、様子の変化をとらえた場合には、素早く関係機関に情報提供できるように、学校の連絡体制整備への周知、確認をした。	○	

3	迅速で安全な保護体制の充実	DV被害者の一時保護が行われるまでの間、警察と連携を取りながら、安全な避難場所を確保し、充実した保護体制をとります。また、その後の被害者の自立に向けて、住宅の確保をはじめ生活基盤を整えるためのさまざまな支援体制の充実を図ります。 ・緊急時の安全の確保と同行支援 ・広域連携の推進 ・相談支援マニュアルの改訂と徹底	人権啓発課	DV被害者から一時保護の相談があった場合、県女性相談所等と連携をとり、すみやかに対応する。法の改正があった場合には、相談支援マニュアルを改訂し、庁内関係課に周知する。	DV被害者から一時保護の相談があった場合は速やかに女性相談所等と連携し速やかに対応を行う体制を整えている。「津山市DV被害者相談支援マニュアル」の改訂作業を順次行った。	○	
			子育て推進課	女性相談所、警察署、民間シェルター等の関係機関と連携しながら、DV被害者の避難場所の確保や同行支援を行う。	女性相談所や警察署、民間シェルター等の関係機関と連携しながら、DV被害者の避難場所の確保や同行支援を行った。	○	
4	同伴家族等への保護と援助	DVを見せられたり親から直接暴力を受けている子どもや、両親の別居や離婚による環境の変化で心の傷を負った子どもが安心して生活できる環境を整え、心のケアに配慮します。また、DV被害者が介護などの必要な高齢者を同伴している場合には、その高齢者の身体等の状態に応じた適切な支援を行います。 ・子どもへの支援 ・同伴高齢者への適切な支援や権利擁護と虐待防止 ・保育・教育機関等への協力要請	人権啓発課	面前DVなどの児童虐待を受けている子どもの情報が入ったら、こども子育て相談室等と連携して対応する。同伴の高齢者がいた場合には、地域包括支援センターと連携して対応する。	配偶者暴力相談支援センターの相談業務で子どもや高齢者に対する虐待の情報が入った場合、速やかに関係機関と連携し、対応した。	○	
			子育て推進課	DV被害者の同伴家族が安心して生活できるよう、保育園、幼稚園、学校等の関係機関と連携しながら、必要な支援を行う。	同伴家族が安心して生活できるように、必要に応じて保育園や幼稚園、学校等の関係機関と連携して、支援を行うよう努めた。	○	
			こども子育て相談室	要保護児童対策地域協議会の構成団体との連携を維持・強化し、被害を受けた児童及び保護者への適切な支援・見守り等を行う。	要保護児童対策地域協議会の構成機関との代表者会議(7月)をはじめ、各種会議(ケース検討会議93回)にて連携・協力体制の確認を行うとともに、保育園関係者を対象とした研修会(10月、30名)等を開催し、児童虐待への対応にかかる意識統一や関係者の資質・能力の向上等に努めた。また、児童の所属機関や支援機関に見守り等を依頼した。	○	
5	外国人・視聴覚障害のある人への配慮	外国人DV被害者が支援情報を知ることができるよう多言語による相談体制の充実を図ります。また、視聴覚等に障害のある人にも、被害者が安心して相談でき、支援情報が入手できる環境を整えます。 ・外国語・点字・声の広報等による支援情報の提供 ・外国語・点字・手話等での相談対応	秘書広報室	視覚障害のある人を対象に、音声で「広報津山」の内容を聴くことができる「声の広報」を提供する。提供内容は、CDまたはカセットを郵送で毎月提供する。	「声の広報」を毎月CD10本、カセット1本を、それぞれ郵送で提供した。	○	
			人権啓発課	外国語・点字・手話等での相談を希望する場合に、通訳を探したり、適切に対応できる他の機関を紹介する。	国や県、各関係機関・団体が発行した外国人向けの資料等を、市民が自由に閲覧できるよう情報コーナーに設置した。令和4年度においては、手話や点字等が必要なケースの相談実績はなかった。	○	
			障害福祉課	声の広報等による支援情報の提供及び手話・点字等での相談対応に努める。	視覚障害のある人を対象に、声の広報等による支援情報の提供を行った。(156件) SkypeやZoomを使用して、遠隔通信手段によって手話通訳を行うことが出来るように遠隔手話通訳の利用環境を整備した。	○	
			地域づくり推進室	外国人が支援情報を知ることができるようHP等の多言語化を充実させる。また、ボランティア通訳による相談体制を推進する。	「外国人市民のため生活ガイドブック」を地域づくり推進室や外国人登録窓口を設置している。また、市HPの多言語化を行った。 地域づくり推進室の国際交流サポートネットには各種外国語のボランティア通訳の登録があるので適宜活用できる体制は構築できている。	○	

主要施策(7) 被害者の自立を支援する環境整備

No.	施策	概要	担当課	令和4年度事業実施計画	取組結果・内容	評価	△または×の理由
1	住居の確保に向けた支援	一時保護を受けたDV被害者の、退所後の住居を確保するための情報提供を行います。また、住居の確保が困難な被害者に対し支援を行います。 ・市営住宅への入居支援 ・民間賃貸住宅への入居支援	人権啓発課	一時保護を受けたDV被害者から、退所後の住居についての相談があった場合に情報提供を行う。	住居の確保が必要な方に対し、情報提供や申請手続きの援助を行った。	○	
			子育て推進課	DV被害者の意向を確認し、住居確保に向けて必要な情報提供を行う。	DV被害者からの相談に対して、生活や住居に関する必要な情報提供を行っている。	○	
			管理課	市営住宅への優先入居や民間賃貸住宅への入居斡旋により、DV被害者の住居確保に努める。	関係支援機関経由等で2件の相談があり、情報提供等を行った。	○	
2	経済的自立に向けた支援	被害者の経済的自立に向けた就業支援講座の情報提供や、企業等に就職支援の協力の働きかけをします。また、母子生活支援施設における保護の実施や、各種手当等の福祉施策についても、広く情報提供します。 ・被害者への就業支援 ・企業等に対する働きかけ ・各種保健福祉支援制度の情報提供	人権啓発課	被害者から経済的自立に向けての相談があった場合に、就業支援講座等の情報提供を行う。	国や県、各関係機関・団体が発行した資料やセミナー案内等を自由に閲覧できるよう、情報コーナーに設置した。また、相談に来られた人に、ハローワークやマザーズコーナーの紹介や母子就労支援制度等の情報提供を行った。	○	
			生活福祉課	被害者の経済的自立を支援するよう保護の実施や居住、就労に係る相談支援を行う。	関係各署と協力して、自立相談支援や就労支援、家計改善支援を実施した。	○	
			高齢介護課	他課と連携を取り、DV被害者に対する情報の管理を徹底する。	市民窓口課と連携を取り、DVの支援が必要な方については介護システムに登録・管理し、その取り扱いについて注意を促した。	○	
			障害福祉課	各種障害手当や障害者就労について情報提供を行う。	各種障害手当については広報紙(8月号)で情報提供を行い、障害者就労については、就労相談や相談支援事業所を通じて随時情報提供を行った。	○	
			医療保険課	被害者の自立支援に向けて、関係機関との連携を行う中で、被害者の保険情報等が加害者へ流出しないように情報管理を徹底する。	窓口や電話での対応時にDV被害が確認または予測された場合は、個人情報取り扱いに十分注意し、課内で情報を共有し管理を徹底したことにより個人情報の流出はしていない。また配偶者暴力相談支援センターへの相談を促すなど、被害者支援に努めた。	○	
			子育て推進課	DV被害者の経済的な自立に向けて、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、求職活動を支援する。また、身体的暴力により避難した場合は、被害者の意向を尊重したうえで、母子生活支援施設への入所も検討する。	ハローワーク等の関係機関と連携しながら、必要に応じてDV被害者の経済的な自立を目指した求職活動を支援している。また、状況に応じて、母子生活支援施設に措置し、自立に向けた支援を行っている。令和4年度実績は1件。	○	
			健康増進課	必要に応じて保健情報の提供を行う。	相談時に保健福祉事業について情報提供を行った。	○	
			仕事・移住支援室	津山圏域雇用労働センターへパンフレットを設置するほか、津山広域事務組合と連携し、広域行政ホットニュースの送付等により、啓発を図る。	津山圏域雇用労働センターへパンフレットを設置するほか、津山広域事務組合と連携し、広域行政ホットニュースの送付等により、啓発を図った。	○	
3	精神的被害を受けた被害者の心の回復支援	精神的な被害を受けているDV被害者の心のケアのため、保健所や医療機関につなぐなど連携して支援を行います。 ・メンタルヘルスケア ・自助グループ等の活動支援	人権啓発課	DV被害者の心のケアのため、相談があった場合には関係機関につなぎ、連携して支援する。配偶者暴力相談支援センターにおいて、心理カウンセラー等を配置し、必要と認める者を対象に特別相談を行う。	館内の情報コーナーにメンタルヘルスケアセミナー等のチラシを配架し、相談状況に応じて関係機関への案内を行った。配偶者暴力相談支援センターにおいて、心理カウンセラー等による心のケアなどの相談を行った。	○	

			健康増進課	関係機関と連携しながら支援を行う。	関係機関と連携した支援を行うなど様々な社会資源につないだ。	○	
4	二次的被害を起こさない支援体制づくり	被害者の状況・状態に留意し、二次的被害が発生しないよう対応します。また当事者等の住民票等の交付制限等、被害者の保護を図ります。個人情報への厳守など細心の注意を払います。 ・住民基本台帳事務における支援措置 ・保育・教育機関等への周知	市民窓口課	DV被害者から警察等に相談し支援措置の申出を受けた場合、住民票や戸籍附票に発行禁止をかけ、加害者に住所の遺漏のないようマニュアルに基づき対応し、関係各課・係と連携を図る。 住民票等の交付を行う場合は、本人確認を厳格に行う。	DV被害者から警察等に相談し支援措置の申出を受けた場合、住民票や戸籍附票に発行禁止をかけ、加害者に住所の遺漏のないようマニュアルに基づき関係各課・係と連携して対応した。 住民票等の交付を行う場合は、本人確認を厳格に行った。	○	
			子育て推進課	住民基本台帳事務における支援措置の手続き等について情報提供を行うとともに、被害者の居場所が特定されないよう、個人情報の管理を徹底する。	DV被害者に対して、住基支援等の必要な情報提供を行うとともに、二次的被害につながることをないように個人情報の管理を行った。	○	
			医療保険課	窓口や電話での対応時にDV被害が確認、または予測された場合は、個人情報の取り扱いに十分注意し、課内で情報を共有し、管理を徹底する。	「国保標準システム」でのフラグ通知管理を行うなど、システム上で電子データが漏洩しないよう注意するとともに、被害者に関する情報が記載された紙類の保管管理を徹底した。	○	
			学校教育課	個人情報を適切に扱い、プライバシー保護についての理解を深める研修を毎学期必ず1回以上行い、個人情報の適切な管理を行う体制作りを進める。	各校でのコンプライアンス研修で個人情報を適切に扱い、プライバシー保護についての理解を深める研修を学期に1回以上実施した。また、コンプライアンス推進員（管理職）を中心に個人情報の適切な管理を行う体制作りを進めた。	○	

主要施策(8) 関係機関との連携強化と民間団体との協働

No.	施策	概要	担当課	令和4年度事業実施計画	取組結果・内容	評価	△または×の理由
1	関係機関との連携強化	DV防止や被害者からの相談、救済、自立などの一連の支援を行うために、県配偶者暴力支援センターや警察署等、関係機関相互の情報の共有及び連携を図り、DV被害者の支援強化に努めます。 ・岡山県DV対策会議等への出席 ・岡山県都市男女共同参画推進会議での他市との連携 ・津山市DV対策会議における庁内連携の強化および研修会の実施	人権啓発課	県配偶者暴力支援センター、警察署、民間の被害者支援団体などの関係機関との連携を密にし、被害者の適切な保護・支援につなげる。	庁内で「相談員実務者会議」を2ヶ月に1回開催し、事例の検討を行うなど連携を図った。また、県女性相談所などの関係機関との連携を密にし、被害者の適切な保護・支援につなげるため各種会議で話し合いを行い、連携を強化した。 「津山市DV被害者相談支援マニュアル」の改訂作業を行った。 津山圏域内の各市町で相談を受ける職員（相談員等）のスキルアップや相談者への支援の拡充を目的に、各市町で抱える相談事例について相談者に対しての接し方や今後の対応方法など、臨床心理士から指導・助言を受けながら「ケース検討会議」を開催した。	○	
			環境生活課	県や警察署、民間支援団体等との連携を図り、被害者支援の体制を構築する。また、相談業務に当たる職員のスキルアップのため、研修会へ積極的に参加し知識を習得する。	県や警察署、民間支援団体等との連携を図り、被害者支援を行った。 美作大学生活科学部社会福祉学科犯罪被害者支援研究室が主催した「岡山県北犯罪被害者支援フォーラム」に参加し、担当者の犯罪被害支援に対する理解を深めた。	○	
			子育て推進課	女性相談所や警察署、パブリック法律事務所、民間シェルター等の関係機関との連携を図り、被害者の支援を行う。	DV被害者に適切に対応するため、女性相談所や警察署、法律事務所等の関係機関と日頃から連携して対応した。	○	
			こども子育て相談室	要保護児童対策地域協議会の構成団体との連携を維持・強化し、被害を受けた児童及び保護者への適切な支援を行う。	要保護児童対策地域協議会の構成機関に配偶者暴力相談支援センター・児童家庭支援センターを加え、代表者会議(7月)をはじめ、各種会議(ケース検討会議93回)にて連携・協力体制の確認や相談窓口の周知を行うとともに、児童虐待への対応にかかる意識統一や関係者の資質・能力の向上等に努めた。	○	

			健康増進課	適切な相談対応をしていくために、早期に各関係機関との連携を図る。	各関係機関と連携を図り、DVや児童虐待のケースに対してケース会議等を開催し支援を行った。	○	
2	職務関係者の資質向上への取り組み強化	相談員は、研修会などに積極的に参加し、技能向上、相互の連携を図ります。 また、相談員以外の関係職員も研修を重ね、不適切な対応や誤った情報を伝える事のないよう資質の向上を図ります。 ・相談窓口担当者の研修への参加 ・DV被害者保護支援関係機関等とのネットワークの強化 ・津山市DV対策会議における庁内連携の強化および研修会の実施	人権啓発課	配偶者暴力相談支援センター相談員や関係職員に、研修会への積極的参加や関係機関との情報共有等を促し、人材育成に努める。 津山市DV対策会議を開催し、研修を行う。	年々多様化、複雑化する相談内容に対応するため、県などの関係機関が実施する「女性相談員連絡会議」や国が主催するオンラインの研修会に積極的に参加し、相談員のスキルアップと関係機関との情報共有を図った。津山市DV対策会議は、相談者会議にてマニュアル改訂連絡を行うなど関連会議にて情報共有を行った。	○	
			子育て推進課	母子父子自立支援員や職員が相談員実務者会議等に参加し情報交換を行うことで、相互の連携を強化する。 また、関係機関が実施する研修会等に積極的に参加することで相談技術の向上を図る。	母子父子自立支援員が庁内関係課で構成する相談員実務者会議に参加して情報交換を行い、相互に連携を図った。 また、複雑化する相談業務に対応するため、関係機関が実施する研修に母子父子自立支援員が参加し、資質の向上に努めた。	○	
3	関係団体との協働	DV防止や被害者からの相談、救済、自立などの支援を行っている民間団体と連携を図りながら、DV防止の普及啓発や被害者の自立支援を引き続き行っていきます。また、支援団体の育成について努力します。 ・保育、教育機関、医療関係者等の理解の促進 ・民生委員・児童委員、愛育委員、人権擁護委員等への働きかけ ・被害者支援団体との連携の強化	人権啓発課	被害者支援団体との連携を強化し、DV防止の普及活動等を行う。	民間シェルターやNPO団体等の被害者支援団体との連携を強化し、関係団体に関する情報提供を行った。また、関係団体に対しDV防止に関する研修等の情報提供を行った。	○	
			生活福祉課	民生委員・児童委員に対して被害者の見守り等の支援を働きかける。	民生委員・児童委員の定例会議で働きかけを行った。	○	
			子育て推進課	必要に応じて、関係機関や団体と連携を図りながら、DV被害者の自立の支援を行う。	必要に応じて、関係機関や関係団体と連携を図り、DV被害者の自立を支援している。	○	
			こども子育て相談室	要保護児童対策地域協議会の構成団体との連携を維持・強化し、被害を受けた児童及び保護者への適切な支援を行う。	要保護児童対策地域協議会の構成機関との代表者会議(7月)をはじめ、各種会議(ケース検討会議93回)にて連携・協力体制の確認や相談窓口の周知を行うとともに、保育園関係者を対象とした研修会(10月、30名)等を開催し、児童虐待への対応にかかる意識統一や関係者の資質・能力の向上等に努めた。	○	
			健康増進課	関係機関と協働しながら支援を行う。	各関係機関と連携を図り、DVや児童虐待のケースに対してケース会議等を開催し支援を行った。	○	

重点目標4 生涯を通じた男女の健康支援

主要施策(9) 健康の保持・増進支援

No.	施策	概要	担当課	令和4年度事業実施計画	取組結果・内容	評価	△または×の理由
1	健康づくり市民組織活動への支援	市民組織による健康づくりの普及・啓発を図るための活動を支援します。 ・愛育委員の活動支援 ・栄養委員の活動支援	健康増進課	健康づくりの普及・啓発ができるよう、組織活動を支援していく。	感染対策を取りながら地域での活動が再開される支部も多く、代議員会では健康に関する情報提供や委員研修等を実施し、地域での活動や声かけ活動の支援を行った。	○	
2	健康相談・指導・情報提供体制の充実	こころとからだの健康管理及び健康についての自覚を促すために、健康相談・指導・情報提供体制の充実を図ります。 ・健康教育、健康相談の実施 ・健康情報コーナーの設置 ・ホームページ等の充実	健康増進課	「第2次健康つやま21」計画を推進し、市民の健康づくりを推進していく。	「第2次健康つやま21」計画推進のため、健康づくりの取り組みとして、市民向けには「健康長寿のためのプラス1大作戦」と称した健康つやま21新聞を令和4年10月に、企業向けには「健康つやま21新聞：運動と食生活編」を令和5年1月に作成して配布し、またパネル展や窓口の設置等で周知した。また、希望団体に対する健康教育や相談を実施し、健康手帳・女性の健康づくり等ホームページの充実を行った。	○	

			生涯学習課	関連機関との連携による健康セミナーの開催。健康情報コーナーにおいて健康や認知症、介護情報を資料やパンフレットにより提供する。	9月から10月まで健康情報の特別展示を行った。 7月16日に津山中央病院医療情報プラザとの相互協力セミナー「今知っておきたい子宮頸がんのお話」を開催。10月8日に関係各課と「慢性腎臓病」講座、2月11日に中央病院連携講座「がんになっても自分らしく生きるために」を開催した。	○	
			人権啓発課	こころとからだの健康管理及び健康についての啓発活動を行う。	こころとからだの健康管理及び健康に関する書籍を情報コーナーに配架した。 さん・さんセミナーにおいても健康についてのセミナーを実施した。	○	
3	健康診査の充実	市民の健康管理を推進するため、各種健康診査を実施します。 ・特定健診 ・各種がん検診 ・特定保健指導等	医療保険課	40才から74才の国保加入者に対して、特定健診の実施、人間ドック受診費用の助成をする。	特定健診の実施、人間ドック受診費用の助成を行った。 特定健診受診者 3,736名 人間ドック助成件数 284件 特定保健指導実施者 134人	○	
			健康増進課	各種がん検診等を実施し、健康な生活が送れるようにする。 ・各種がん検診（肺・胃・大腸・子宮・乳がん検診）	新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた受診体制整備を整え実施した。（受診率（ ）は令和3年度数値） 肺がん検診11.9% (11.2%) 胃がん検診3.90% (4.02%) 大腸がん検診10.12% (9.71%) 子宮頸がん検診8.3% (8.2%) 乳がん検診8.7% (8.7%) 前立腺がん検診8.3% (8.1%) 歯周病検診1.06% (1.02%)	△	「健康診査の充実」については計画通り実施できたが、感染症等の影響による受診控えがあった。また、目標値はH29年度以前の算定方法によるものであり、今年度見直し予定。

主要施策(10) 性と生殖に関する健康の重要性と母子保護に関する正しい知識の普及

No.	施策	概要	担当課	令和4年度事業実施計画	取組結果・内容	評価	△または×の理由
1	性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての啓発および支援	男女がともに自らの性を大切に、かつ互いの性を尊重し合えるように、妊娠や出産について、女性のライフサイクルの中で自己決定できるように意識の啓発に努めます。また、学校における児童・生徒の発達段階に応じた性教育や健康教育の充実を図ります。 ・概念浸透のための広報活動および学習機会の提供 ・相談体制の充実	人権啓発課	リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、啓発活動を行う。	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する冊子を情報コーナーに配架するなど啓発に努めた。	○	
			健康増進課	妊娠、出産について正しい知識を持ち、自己決定できるよう関係機関と連携を図り、相談体制を充実させる。	妊娠届出時に全員と面接を行い、妊娠、出産について不安軽減のために聞き取りや相談を行った（妊娠届出時686人と面接）。 また、ハローベビー教室（妊婦学級）では出産や妊娠中の健康管理について学習の機会を作った（参加人数174人）。その他、対面だけでなくリモート相談も開始するなど、体制の充実を図った。	○	
			学校教育課	学校の年間計画をもとに、児童・生徒の発達段階に応じた性に関する教育や健康教育の充実を図る。	各校の年間計画に基づき児童・生徒の発達段階に応じ、性に関する教育や健康教育の充実を図った。	○	

2	母子保健事業の充実	<p>妊婦健康診査や産婦訪問指導により妊産婦の健康の保持・増進を図ります。また、不妊や不育に悩む夫婦に対しては、支援対策の推進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査 ・産婦・新生児訪問指導 ・こんにちは赤ちゃん事業 ・不妊治療支援事業 ・不育治療支援事業 	健康増進課	<p>妊娠・出産の安心が保たれ、子どもが健やかに育つよう子育て支援事業の充実を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 母子健康手帳の交付 2. 妊婦・産婦健診 3. 妊婦歯科検診 4. ハローベビー教室 5. 新生児・妊産婦訪問指導 6. 育児相談 7. 離乳食教室 8. 子育て支援に関する電話相談 9. 乳幼児健診 10. 親子クラブの育成・支援 11. 2歳児歯科検診 12. はッピー子育て教室 13. 不妊治療支援事業 14. 不育治療支援事業 15. 子育て世代包括支援センター事業 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 母子健康手帳の交付 交付時（686人）には、保健師（必要時には栄養士）が面接し、妊娠中・出産後の母子の健康増進支援と知識の普及啓発に努めた。 2. 妊婦・産婦健診 妊婦健診は、延べ 8,132人受診。産婦健診は延べ 1,266人受診。 3. 妊婦歯科検診 偶数月の第3木曜日に実施し、年間5回、39人に対して実施した。 5. 新生児・妊産婦訪問指導 妊産婦・新生児訪問を実施し、早期からの子育て支援に努めた。愛育委員によるおめでとう訪問は292件、保育士等による訪問は28件で、保健師の訪問とあわせると乳児全戸訪問事業（生後4か月までの訪問）については564件で100%であった。 6. 育児相談 身近に相談できる場として育児相談を紹介し、津山すこやか・こどもセンターでは妊産婦延べ276人、乳幼児延べ355人の相談があった。地域（支所）でも愛育委員の協力を得ながら実施し、妊産婦延べ125人、乳幼児延べ235人の相談があった。 8. 子育て支援に関する電話相談 子育てに関する電話相談は485件あった。個別に支援が必要なケースは地区担当保健師に繋げ、継続して支援を行った。 9. 乳幼児検診 乳児健診は617人が受診（95.2%）、1.6歳児健診は748人が受診（95.7%）、3歳児健診は798人（97.3%）が受診した。 10. 親子クラブの育成・支援 親子クラブ交流会を開催し、親子クラブの運営を支援した。 11. 2歳児歯科検診 奇数月の第3木曜日に実施し、年間5回延べ35人に対して実施した。 13. 不妊治療支援事業 特定不妊治療については年間32件、一般不妊治療については年間44件、生殖補助医療については61件の申請があった。 14. 不育治療支援事業 2件の助成申請があった。 *4・7・12・15については、下記(10)3に記載 	○	
---	-----------	--	-------	--	--	---	--

3	母子保護に関する教育と情報の提供	妊娠・出産・育児に関して正しい知識と技術の普及を図るため、学校教育における性教育の充実と市民等への情報の提供を図ります。母(両)親学級などへの男性の参加も促し、理解を図ります。 妊娠から育児まで切れ目のない子育て支援を行います。 ・学校における性教育 ・ハローベビー教室(妊婦学級) ・健康教室等情報提供 ・子育て世代包括支援センター	人権啓発課	妊娠・出産・育児について正しい知識を普及するため、関係課と連携して学習の場や情報の提供を行う。	健康増進課主催のハローベビー教室において「さん・さん」の紹介と家庭における男女共同参画について説明を行った。(全3回、93名参加)	○	
			健康増進課	妊娠・出産の安心が保たれ、子どもが健やかに育つよう知識の普及に努める。 1. 母子健康手帳の交付 2. 妊婦・産婦健診 3. 妊婦歯科検診 4. ハローベビー教室 5. 新生児・妊産婦訪問指導 6. 育児相談 7. 離乳食教室 8. 子育て支援に関する電話相談 9. 乳幼児健診 10. 親子クラブの育成・支援 11. 2歳児歯科検診 12. はっぴー子育て教室 13. 子育て世代包括支援センター事業	4. ハローベビー教室 妊娠・出産に関する教室としてハローベビー教室を開催し、年間延べ174人(うち61人は夫)の夫婦が参加し、知識の普及に努めた。 7. 離乳食教室 生後11か月までの乳児と保護者を対象に年12回開催し、56組の参加があった。 12. はっぴー子育て教室 生後7~9か月になる第1子とその保護者を対象に、親子のふれあいや交流・相談先の理解を深めるため年12回開催し、95組(34.2%)の参加があった。 13. 子育て世代包括支援センター事業 妊娠から子育て期まで切れ目のない支援を行った。妊娠中のハイリスク妊婦への電話は対象者240件中、216件(90%)把握。産後1ヶ月までに電話で対象者684件中、652件(95.3%)把握。状況を把握し、早期に支援ができた。支援が必要な人には支援プランを77件作成してサービスを提供した。 *1・2・3・5・6・8・9・10・11については、上記(10)2に記載	○	
			学校教育課	関係課や関係機関と連携しながら、児童・生徒の発達段階に応じて、母子保護に関する教育の充実を図るとともに情報提供を行う。	学校の年間計画をもとに、児童・生徒の発達段階に応じた母子保護に関する教育や健康教育を年間2~3時間実施し充実に努めた。	○	

重点目標5 地域社会における男女共同参画の推進と安全・安心な環境づくり

主要施策(11) 男女共同参画の視点に立った地域防災・防犯体制の確立

No.	施策	概要	担当課	令和4年度事業実施計画	取組結果・内容	評価	△または×の理由
1	防災の分野における男女共同参画の促進	男女のニーズや性差を施策に反映するため、防災の分野において男女共同参画の視点を取り入れます。 ・防災の組織強化 ・消防団・防災組織への女性の参画促進	危機管理室	周辺市町と連携し、積極的に意見交換や広報活動を行い、女性が消防団活動に参加しやすい環境をつくり、消防団組織の活性化を進めるとともに、女性消防団員の確保に取り組む。	今年度もコロナ禍のため、圏域1市5町の女性消防団員意見交換会が実施できなかったが、周辺市町と連携して広報活動を行うなど、消防団の充実強化に取り組んだ。また、広報紙による消防団員募集や女性消防団員自らの積極的な呼び掛けにより、女性消防団員確保に取り組んだ。	○	
			人権啓発課	女性の参画が少ない防災分野への女性の参画を促進する。 組織強化のためには女性の視点も必要なことから、会議等の委員に女性を積極的に登用するよう促す。	前年度に引き続き「津山市防災会議」に津山男女共同参画センター所長が構成員として参画した。 イントラネット掲示板等において、会議等の委員に女性を登用するよう促した。	○	
2	防犯の分野における男女共同参画の促進	男女のニーズや性差を施策に反映するため、防犯の分野において男女共同参画の視点を取り入れます。 ・地域防犯の組織強化 ・地域防犯組織への女性の参画促進	環境生活課	危機管理室、警察署と連携し、自主防災・防犯組織活動の支援を充実する。また、積極的に青色防犯パトロール研修を開催し、女性実施者数の増進に努める。	防犯パトロール実施10団体の活動を支援しているが、感染症拡大の影響で市職員対象の青色防犯パトロール研修は実施できなかった。	△	感染症拡大の影響による
			人権啓発課	女性の参画が少ない防犯分野への女性の参画を促進する。 組織強化のためには女性の視点も必要なことから、会議等の委員に女性を積極的に登用するよう促す。	イントラネット掲示板等において会議等の委員に女性を登用するよう促した。	○	

主要施策(12) 貧困・高齢・障害等により困難を抱えた人が安心して暮らせる環境づくり

No.	施策	概要	担当課	令和4年度事業実施計画	取組結果・内容	評価	△または×の理由
1	介護保険・高齢者福祉サービスの充実	介護する家族の負担軽減や、介護を必要とする市民の自立を支援するため、各種介護保険サービスの充実を図るとともに、高齢者の男女それぞれのニーズに対応した各種福祉サービスの充実を図ります。 ・介護保険事業計画等推進事業 ・介護保険サービスの整備・充実 ・高齢者福祉サービス事業の整備・充実 ・地域包括支援センターの充実 等	高齢介護課	高齢者福祉の充実 ①日常生活の支援 ②権利擁護 ③福祉施設の充実 介護保険サービスの充実 ①居宅サービス及び施設・居住系サービスの確保のための方策 ②地域密着型サービスの推進のための方策 ③介護保険事業の円滑な運営 地域支援事業の推進 ①介護予防の推進 ②認知症施策の推進 ③包括的支援事業 ④任意事業 地域包括ケアシステムの構築	高齢者福祉の充実 ①日常生活の支援 ・食の自立支援事業 利用者数22名 ・日常生活用具給付貸与 緊急通報装置8件 ②権利擁護 成年後見制度の利用推進を図った。 ③福祉施設の充実 本市介護保険事業計画に沿った施設整備等を推進した。 介護保険サービスの充実 ①居宅サービス及び施設・居住系サービスの確保のための方策 事業者へ参入や事業拡大促進のための情報提供等を行った。 ②地域密着型サービスの推進のための方策 ・より良いサービス提供を目指した事業者への指導・援助 ・本市介護保険事業計画に沿った事業所整備の推進 ・本市介護保険事業計画に沿った円滑な運営 地域支援事業の推進 ①介護予防の推進 一般介護予防事業「めざせ元気!!こけないからだ講座」は新規2箇所、ふらっとカフェは新規1箇所が立ち上がった。また、既存グループの活動継続に向けた訪問支援を行った。 ②認知症施策の推進 高齢者SOSメール事業の登録者登録者は546人増加し、認知症の理解、啓発の推進を図った。 ③包括的支援事業 地域ケア個別会議は、自立支援型会議として37回83事例を実施した。 ④任意事業 家族介護者の支援として、講座や交流を行った。	○	
2	障害者福祉サービスの充実	障害のある人が安心して暮らせるよう、男女それぞれへの配慮を重視した障害者福祉サービスの充実を図ります。 ・障害特性や本人ニーズを踏まえたサービス利用計画の作成	障害福祉課	住み慣れた地域で安心安全な自立した生活を送ることができるよう、障害のある男女それぞれへの配慮を重視した障害者福祉サービスの充実を図る。	障害福祉サービスを利用して、安心・安全な生活ができるようサービスの充実に努め、利用者一人ひとりについて、障害特性や本人ニーズを踏まえたサービス利用計画の策定を行った。	○	
3	高齢者の社会参画の促進と生きがい対策	老人クラブの活性化の促進や高齢者の生きがいを高めるため、高齢者の特性を生かしたボランティアや就業の機会を充実します。 ・シルバー人材センター事業 ・学習・文化活動の機会提供 ・ふれあい交流拠点の整備	高齢介護課	シルバー人材センター、老人クラブの運営事業に対する支援を実施する。	老人クラブの活性化促進とシルバー人材センターへの支援を行った。 会員拡大の支援策として、広報へ会員募集・説明会の内容を掲載し、周知を図った。	○	
			生涯学習課	大人のまなびい教室、格致大学、勝北シルバー大学など、高齢者を対象とした生涯学習事業や、公民館主催講座を開催し、高齢者の限界、関心があるふれあい・交流の場を設ける。 大活字本の資料提供、高齢者の学習意欲の高い講演会の開催、回想法キットの貸出を行う。	大活字本・朗読CDの資料提供、高齢者向けの音読会、まちカレと連携してスマホ・パソコンでのZOOM体験会を開催した。 大人のまなびい教室（4回、23人/回）は大人の食育をテーマに実施した。 格致大学（5回、54人/回）、勝北シルバー大学（7回、25人/回）は新型コロナウイルス感染症拡大防止により、開催日数を縮小して行った。	○	

4	障害者の社会参画の促進	<p>スポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動を通して、障害のある人の社会参加を促し、さらに、点訳・手話・朗読・IT等を活用してコミュニケーション支援体制の整備を進めることで、障害のある人が充実した生活を送るための支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ・レクリエーション事業 ・芸術・文化講座開催事業 ・奉仕員養成研修事業(点字・朗読・要約筆記・手話等) ・自動車操作訓練費及び自動車改造助成事業 ・盲導犬飼育助成事業 ・手話通訳者設置事業 ・点字・声の広報等発行事業 ・防災情報メール等の活用 等 	障害福祉課	<p>障害者の積極的な社会参加や交流・健康増進を図るために、スポーツ・レクリエーション活動の場の整備に努めるとともに文化芸術活動を通して参加機会の拡大を図る。さらに、コミュニケーション支援体制として手話・要約筆記・点訳等のツールを活用できるように整備を進め、障害のある人が充実した日常生活を過ごせるための支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ・レクリエーション事業 ・芸術・文化講座開催事業 ・奉仕員養成研修事業 ・自動車操作訓練費及び自動車改造助成事業 ・盲導犬飼育助成事業 ・手話通訳者設置事業 ・点字・声の広報等発行事業 ・防災情報メール等の活用 	<p>各種事業を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいスポーツ大会事業 (5月29日開催。当事者・支援者ともに多数参加し、健康の増進・交流を図った) ・ふれあい村販売会 (12月5日、各事業所の生産品をイオンモール津山にて販売) ・ふれあい作品展 (12月5日～12月9日開催、多くの方が来庁し盛況だった) ・点字奉仕員等養成研修事業 (養成講座／手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、労働区奉仕員を社会福祉協議会へ委託) ・自動車改造助成事業(2件) ・盲導犬飼育助成事業(1件) ・手話通訳者設置事業(嘱託職員常駐2名) ・点字・声の広報等発行事業 (毎月、声の広報の作成を委託14件) ・防災情報メール等の活用 (10件：大雨や洪水等の警報発令時、ろうあの方にFAXにて情報発信を行った) ・意思疎通支援事業 (3月3日～3月31日、津山市役所及びアルネ・津山にて手話に関する内容のパネル展を開催) 	○	
5	生活困窮者の生活安定と自立支援の促進	<p>多様化する生活困窮者の状況に応じ、経済的自立のみならず社会的自立を図るために継続的な支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援センターによる自立支援 ・関係機関と連携した支援体制の強化 ・子どもの貧困対策の実施 	生活福祉課	<p>多様化する生活困窮者の状況に応じて、関係機関と連携しながら就労支援などの必要な支援を行う。</p>	<p>関係各署と協力して、自立相談支援や就労支援、家計改善支援を実施した。</p>	○	
			子育て推進課	<p>子どもの貧困対策について、関係機関との情報共有や意見交換を図りながら、効果的な支援を行う。</p>	<p>関係機関と情報交換や意見交換を図りながら、必要な支援について検討を行った。 また、津山市子どもの貧困対策連絡会議を開催した。</p>	○	
6	性的指向や性同一性障害等に関する理解の促進	<p>性の多様性を理解し、性的指向等により差別されない社会を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性的指向や性同一性障害等に関する正しい知識と理解の啓発 ・性同一性障害等の児童、生徒等に対する学校における相談体制の充実 ・学級等でいじめや差別を許さない人権教育の推進 	人権啓発課	<p>性的マイノリティに関する正しい知識と理解を促すために、市民向けの講座等を開催する。</p>	<p>性的マイノリティに関する正しい知識と理解を啓発するために、パネル展を1月12日～1月27日(津山市役所1階市民ホール)、1月30日～2月17日(津山市立図書館)に開催した。それに伴い、LGBTに関するアンケート調査を行った。(回答数：39) 広報津山に男女共同参画コラム「ひととひとの間に」を掲載した。</p>	○	
			学校教育課	<p>児童・生徒の発達段階に応じ、偏見や差別を解消するよう性の多様性について教科・道徳、特別活動など、様々な機会をとらえた教育を推進する。 また、担任、養護教諭、スクールカウンセラーなどの教職員が本人及び保護者の意向に配慮しながら相談に応じる体制を整備する。</p>	<p>児童・生徒の発達段階に応じ、各教科や特別の教科道徳、特別活動などで性の多様性をはじめ、様々な視点で人権教育を推進した。 また、教職員の研修、ブロックでの講演会等を通じて、性の多様性を理解し、本人や保護者の意向に十分配慮しながら相談に応じる体制づくりに努めた。</p>	○	
			健康増進課	<p>多様な性のある性に対して、正しい理解と認識がすすむよう啓発していく。</p>	<p>多様な性を正しく理解し認識が深められるよう知識の普及に努め、庁舎窓口に啓発資料の設置やロビー展でポスター掲示等を行った。</p>	○	

主要施策(13) 都市づくり・観光・環境の分野における男女共同参画の促進

No.	施策	概要	担当課	令和4年度事業実施計画	取組結果・内容	評価	△または×の理由
1	男女共同参画の視点に立った都市づくりの推進	都市づくりの推進において、男女共同参画を促進し、地域の活性化を図ります。 ・女性の参画促進 ・すべての市民にやさしい都市づくりの推進	都市計画課	都市計画審議会や建築審査会等への女性の参画を促進する。 街路等の社会資本整備にあたっては、ユニバーサルデザインを基本とし全ての市民にやさしいまちづくりを推進する。	都市計画審議会の女性委員は13名中4名で概ね3割、建築審査会の女性委員は7名中1名で概ね1割となっている。 街路等の社会基盤整備においては、ユニバーサルデザインを基本として設計に反映している。	△	建築審査会は各団体へ女性の参画を依頼したが推薦いただけなかった。
2	観光の分野における男女共同参画の促進	観光の分野において、男女共同参画を促進し、地域の活性化を図ります。 ・女性の視点を取り入れた観光資源の開発 ・観光ボランティアガイドへの女性の積極的な進出とおもてなしの心の醸成	観光振興課	観光ボランティアガイドの女性ガイド登録者を維持し、来訪者を温かく迎える気運の醸成など、女性の視点を取り入れ、おもてなしの質の向上を図る。 女性の視点を取り入れた滞在型プログラムの開発や観光素材集の作成、広告媒体への掲載等を行う。	観光ボランティアガイドの女性ガイド登録者は3名増加し、より女性の視点を取り入れた観光案内を行うことができた。 また、アロマワークショップやボタニカルマルシェなど女性から支持の厚い観光コンテンツを造成し、イベントの開催や広告媒体への掲載を行った。	○	
			歴史まちづくり推進室	所管施設の運営について、女性スタッフの登用を推進する。	女性スタッフの登用を依頼し、推進を行った。所管する作州民芸館では責任者及び常駐スタッフを含めた3名の女性スタッフの登用ができた。また、城西浪漫館においてもマネージャー含め女性スタッフを3名登用できた。	○	
3	男女共同参画の視点に立った環境施策の促進	環境の分野において、男女共同参画を促進し、地域の活性化を図ります。 ・女性の参画促進 ・市民団体等への支援	環境生活課	花いっぱい運動やコンクールに積極的に女性の参加を促進する。	美しいまちづくり運動の一環として花いっぱい運動をおこなった。 全体で121団体の参加があり、うち女性代表団体は39団体の参加であった。	○	

重点目標6 国際化社会に対応する男女共同参画の取り組み

主要施策(14) 国際的な取り組みへの理解と市内在住外国人に対する支援の充実

No.	施策	概要	担当課	令和4年度事業実施計画	取組結果・内容	評価	△または×の理由
1	国際的取組の情報収集・提供と国際理解のための教育推進	国際社会における男女共同参画の取り組みについて情報収集、提供を行い、他の国々の女性問題や男女共同参画について理解を深めます。 また、国際交流の促進や、語学教育を通してコミュニケーション能力を育成します。 ・国際交流行事の開催、国際理解に関する情報提供 ・学校等における外国語教育の充実 ・市民団体の育成	人権啓発課	国連をはじめとする国際社会における男女共同参画の取り組みについて情報を収集し、「さん・さん」情報コーナー等で情報提供する。 各関係機関が発行する情報誌を整備し、市民に情報提供する。 諸外国における男女共同参画についてパネル展で掲示し、情報提供・啓発を行う。	国や県、各関係機関・団体が発行した資料等を市民が自由に閲覧できるよう、情報コーナーに設置した。 また、パネル展において諸外国における男女共同参画の資料を展示し、啓発活動を行った。	○	
			地域づくり推進室	友好交流都市アメリカサンタフェ市との交流について広く市民にPRする。	サンタフェ市PR展示、サンタフェ通信発行などサンタフェの魅力をも市民に発信した。	○	
			生涯学習課	国際交流に関連した資料の収集と提供を行う。 生涯学習における外国語の学習機会の提供と国際交流を促進するため、公民館講座等において、英語教室、中国語教室、ハングル語教室、日本語教室などを開催する。	国際交流に関連した資料の収集と提供を行った。 公民館の自主サークル活動の中で、韓国語、中国語、英語教室を開催した。 まちカレと連携して、2月14日に「外国人人材雇用活用セミナー」を開催した。	○	
			学校教育課	小学校中学年での英語活動（外国語活動）等をはじめとして教育活動全般で、児童・生徒のコミュニケーションを図る資質・能力の育成を行い、自国や外国の文化や言語に慣れ親しむ機会の充実を図る。 中学生を対象にした日常の英語学習の成果を発表する英語暗唱大会の開催を支援する。	ALTを活用し、小学校中高学年以上での英語活動（外国語活動）等、児童・生徒のコミュニケーション能力の育成を図り、外国の文化や言語に慣れ親しむ学習機会の充実を図った。 中学生を対象にした日常の英語学習の成果を発表する英語暗唱大会の開催を支援した。	○	

2	市内在住外国人に対する支援の充実	市内在住する外国人が安心して暮らせるように、外国語による生活関連情報の提供や日本語教室等の学習機会及び相談体制の充実を図ります。 ・生活関連情報の提供 ・日本語教室の充実 ・生活相談体制の連携の充実	地域づくり推進室	市内で津山にほんごの会による日本語教室を開催する。 日本語教室ボランティア講師スキルアップ研修を実施する。 警察署等関係機関と連携し、防災・防犯啓発を実施する。 市民団体と協力して国際理解講座を実施する。	市内で津山にほんごの会による日本語教室を開催した。延べ受講人数は893名。 9/11日本語教室ボランティア講師スキルアップ研修を実施した。参加人数15名。 関係機関と連携しての防災・防犯啓発については実施ができなかった。 2/5津山国際交流の会主催で岡山JICAデスク国際協力推進員が講師となり、多文化共生講座として「食を通じた多文化共生ワークショップ&JICA海外協力隊体験談」を実施した。参加人数19名。	△	日本語教室の受講人数が感染症の影響で低迷している。防災・防犯啓発が実施できなかった。
			人権啓発課	「さん・さん」情報コーナーに、外国語による生活ガイドブックや相談窓口情報を設置し、来館者に情報を提供する。 生活相談については、意思疎通に支障がなければ通常の相談と同じように対応する。意思疎通が困難な場合は、地域づくり推進室やにほんごの会と連携し、外国語で対応できる相談窓口等につないでいく。	国や県、各関係機関・団体が発行した資料等を市民が自由に閲覧できるよう、情報コーナーに設置した。 生活相談はなかったが、地域づくり推進室や日本語教室との連携体制を保っている。	○	
			市民窓口課	転入時に、生活に必要な情報として外国語版のゴミの分別や生活安全マニュアルを配布するほか、相談機関として岡山県外国人相談センターや外国人のための生活相談の案内を配布し、外国人への情報提供を図る。	転入時に、外国語版のゴミの分別表などの生活に必要な情報を配布した。 また、音声通訳機「POKETALK」を窓口でのコミュニケーションに活用している。	○	

基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画の推進(女性活躍推進計画)

重点目標7 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
主要施策(15) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

No.	施策	概要	担当課	令和4年度事業実施計画	取組結果・内容	評価	△または×の理由
1	審議会等への女性の登用促進	各種審議会等への女性委員の登用を促進し、平成34(2022)年度末までに女性委員の割合を30%を超えるよう努めるとともに、すべての審議会に女性委員の登用を促進します。 ・各種審議会等への女性の積極的な登用促進 ・女性委員の登用に関する継続的な調査の実施	行財政改革推進室	審議会等への女性委員登用率が30%以上となるよう、任期の更新時期等を捉えて関係部署に働きかけるなど推進していく。	審議会等の任期の更新時期にあわせて、関係部署に働きかけを行ったものの、令和5年3月31日現在、休止中などを除いた開設中の審議会数は70で、女性委員登用割合は令和3年度から変わらず26.9%となり、目標達成には至っていない。 また、女性委員のいない審議会の割合は、令和3年度は12.3%であったが、12.9%に微増となった。	△	団体等からの選出によるもの、あるいは特別な知識・技能等を必要とする委員の任用に当たり、女性委員の選出の割合が低くなった。 また、一部の審議会の休止等により、女性委員数が減少したことも登用率を下げる要因となった。
			人権啓発課	各種審議会等への女性委員の登用を促進する手法や取り組みについて、調査・研究し、関係部署に働きかける。	行財政改革推進室と連携しながら、各種審議会や付属機関の委員選出にあたっては「審議会等の委員任用基準に関する規程」に基づき幅広く任用するよう関係部署に働きかけ、登用状況について継続的に調査したが、登用率の増加にはつながらなかった。	△	上記同様

2	市女性職員の能力開発と登用促進	各種研修会等を開催し、女性職員の能力開発と職域拡大を図り、併せて管理職への登用を促進します。 ・女性職員等の能力開発、自己啓発のための研修会機会の充実 ・女性職員の登用状況の定期的把握	人事課	市女性職員を関係機関への研修会へ積極的に派遣する。 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を推進する。	管理職向け研修として、JST（リーダー能力アップ研修）及び自治大学校第1・2部課程に職員を派遣するなど、職務能力向上研修に男女を問わず派遣を行った。 なお、上記研修参加職員は、階層別職員研修の講師を務めている。（令和4年度：5名） 女性管理職登用率については、前年と比べ、ほぼ横ばいとなっており、特定事業主行動計画における目標値の約半分となっている。	△	研修派遣等の充実により、女性職員の能力開発推進を行ったが、女性職員の管理職登用率が目標の約半分程度に留まったため。
			人権啓発課	女性職員の能力開発と職域拡大、管理職への登用状況について、定期的に把握し、関係部署に働きかける。	人権啓発研修やイントラネット等での情報提供により、関係部署に働きかけを行った。	○	

主要施策(16) 事業者・市民団体等への女性の参画の促進

No.	施策	概要	担当課	令和4年度事業実施計画	取組結果・内容	評価	△または×の理由
1	事業所等への啓発活動の充実	事業所等の経営者・管理者に対し、女性の登用促進についての啓発活動を実施します。 ・労務管理講習会における啓発 ・企業等に対しての積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の取組みや導入方法などの情報提供 ・一般事業主行動計画策定に向けた啓発活動および情報提供	人権啓発課	事業主や管理職を対象としたセミナー等で女性の登用促進についての啓発活動を行う。	ワーク・ライフ・バランスに関する講座やアドバイザー派遣事業を行った。 ・3月2日開催講座「最低限知っておくべき労務管理」参加者6名 ・ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍推進アドバイザー派遣事業4社活用、全11回派遣 また、令和4年度はワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む推進企業として18社から申請があった。	○	
			仕事・移住支援室	津山広域事務組合と連携し、広域行政ホットニュースを送付することにより、企業・団体に対して啓発を図る。	津山広域事務組合と連携し、広域行政ホットニュースを送付することにより、企業・団体に対して啓発を図った。また、岡山労働局と連携して、津山市内企業の人事担当者や経営者を対象に女性活躍推進セミナーを開催し、啓発を図った。	○	
			みらい産業課	窓口のカウンターへパンフレットを設置し、セミナーや研修会の紹介を行う。	窓口へパンフレットの設置を行い、事業所への啓発や情報提供を行った。	○	
2	地域活動における男女共同参画の推進	自治会やPTA等、地域活動に男女がともに地域の一員として参画できるように促進します。 ・自治会役員への女性の登用促進 ・PTA活動における男女共同参画の促進 ・各公民館への男女共同参画推進委員の配置、地域における男女共同参画の促進	人権啓発課	地域での公民館活動に女性が積極的に参加できるよう、各公民館に男女共同参画推進委員を配置し、研修会を実施する。	公民館長会議において、公民館毎に男女各1名ずつの男女共同参画運営推進委員配置を依頼し、さん・さんが実施するセミナーへの参加を呼びかけた。 公民館長及び公民館男女共同参画推進委員研修会を実施した。 ・3月14日開催「家庭の中の人権」受講者39名	○	
			生涯学習課	地域の要望に応じた男女共同参画に関する出前講座(生涯学習リクエスト大学)の実施や人材バンクを活用した人材育成のための学習機会を提供する。 公民館の活動推進協議会において、男女共同参画推進委員を配置する。また、公民館長会を通じて、各公民館活動推進員に公民館とその運営に関し、女性が積極的に参加出来るよう啓発を図る。	地域の要望に応じた男女共同参画に関する出前講座(生涯学習リクエスト大学)を実施した。(12件、参加者520人) 23公民館の公民館活動推進協議会において、男女各1名ずつ男女共同参画運営推進委員を配置するよう努力した。また、公民館長会を通じて各公民館活動推進委員に、公民館とその運営に関し女性が積極的に参加出来るよう啓発を図った。	△	男女1名ずつ配置した公民館(23館中14館)
			学校教育課	PTA活動に男女関係なく積極的に参加出来るよう啓発を図る。	市PTA連合会では、男女が共同して参画できるよう、性別に関わらず役員に就任している。	○	

3	女性の参画意識の促進と人材育成のための研修・学習機会の充実	女性のあらゆる分野での方針決定への関心と参画を促すため、情報を提供し、意識の高揚に努めます。 各分野への登用を促進するため、研修や学習の機会を提供します。 ・男女共同参画講座の開催 ・女性リーダーの人材育成と活用 ・企業等における女性経営者、管理職への研修・啓発活動	人権啓発課	さん・さん登録団体の活動を支援し、協働によるさん・さん祭りの開催や男女共同参画に関する講座の企画・運営の場を提供する。また、交流会等を通じて、各団体の連携促進を図る。 各種講座や国・県からの男女共同参画に関する情報を提供する。 女性の参画意識や人材育成に関連する資料等の作成・配布をする。	さん・さん登録団体数：32団体（令和5年3月末現在） 7月9日、10日のさん・さん祭り2022では、さん・さん登録団体がさまざまな学習会等を企画・運営した。 各種講座や国や県からの男女共同参画に関する情報はその都度提供した。また、男女共同参画だより「えすぼあ」の配布、広報紙等への関連記事掲載を行った。	○	
			生涯学習課	地域の要望に応じた男女共同参画に関する出前講座（生涯学習リクエスト大学）の実施や人材バンクを活用した人材育成のための学習機会を提供する。	リクエスト大学で女性の就職やデートDVに関する講座を掲載し、市民活動での利用を促進した。	○	
			仕事・移住支援室	津山広域事務組合と連携し、広域行政ホットニュースを送付することにより、企業・団体に対して啓発を図る。	津山広域事務組合と連携し、広域行政ホットニュースを送付することにより、企業・団体に対して啓発を図った。また、岡山労働局と連携して、津山市内企業の人事担当者や経営者を対象に女性活躍推進セミナーを開催し、啓発を図った。	○	
			みらい産業課	産業人材育成講座「津山まちなかカレッジ」の実施により女性の参画意識の促進と人材育成を支援する。	女性を対象としたセミナーの開催や子育て相談など女性が働くための支援を行った。女性向けのセミナーは年間7講座を計画していたが、実績では9講座を開催し、延べ88名の参加があった。	○	

重点目標8 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現
主要施策(17) 家庭や地域における男女共同参画の促進

No.	施策	概要	担当課	令和4年度事業実施計画	取組結果・内容	評価	△または×の理由
1	仕事と生活の調和の意識啓発	仕事中心の働き方を見直し、家庭生活や地域活動において男女が互いに協力し、家族や地域の一員として責任を果たしていける環境づくりを推進します。 次世代を担う子どもたちに対して、男女が相互に尊重し、理解し合い、助け合うような人間形成を図るための家庭教育の推進、学習機会の提供に取組みます。 ・仕事と生活の調和に関する広報活動および学習機会の提供 ・仕事と生活の調和に関する情報収集および情報提供の実施 ・市職員への啓発	人権啓発課	個人のワーク・ライフ・バランスや家庭内でのパートナーシップなどをテーマに講座等を開催する。	生涯学習リクエスト大学により町内会における男女共同参画について出前講座を実施した。 また、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを開催した。	○	
			学校教育課	定期的な定時退庁日の設定、夏季休業中における学校閉庁日を設定する等、仕事と家庭生活のバランスの取れた働き方を推進する。	夏季休業中、冬季休業中における学校閉庁日を市立の全学校で設定した。また、全校で定期的に定時退庁日を設定し、仕事と家庭生活のバランスの取れた働き方を推進している。校舎長会議等でも時間外勤務の縮減について定期的に確認し、啓発した。	○	
			人事課	効果的な職員研修を通じてワーク・ライフ・バランスを実践をする職員の育成を行うとともに、課長会議やイントラネット等を通じて育児・介護関係制度の周知・啓発を行い、仕事と生活の調和の両立を推進する。	イントラネットを活用して「いくじ・かいごのススメ」の周知を図っている。また、テレワークの実践や時差出勤などを積極的に促し、働き方改革及びワーク・ライフ・バランスの実現に繋がる勤務方法の多様化に努めた。	○	
2	男性の家事・育児・介護への参画および生活能力向上の促進	家庭において男性が家事・育児・介護に参画することの意味、意義、価値観を啓発し、生活能力の向上を目的とした各種講座・教室等を開催します。 ・男性の家事・育児・介護参加への啓発 ・各種講座・教室の開催	人権啓発課	男性の家事や育児、介護への参画を促すため、男性向けの講座等を開催する。	生涯学習リクエスト大学により町内会における男女共同参画について出前講座を実施した。 男性を対象とした講座の開催はなかったが、男女共同参画社会実現のためのパネル展を開催した。	○	
			健康増進課	男性が妻の妊娠中や出産後に、家事育児に積極的に取り組めるよう、ハローベビー教室（妊婦学級）を開催する。	第1子妊婦287人に対し、母子手帳交付時に併せて「はじめてパパの育児ガイド」を配布し、妊娠・出産・育児について父親の役割の重要性を説明した。妊婦学級（ハローベビー教室）の父親参加日を日曜日に設定したり、同伴での参加を呼びかけたことで延べ61人の夫婦に健康教育を行った。内容としては、妊娠・出産の流れや母乳栄養をはじめ、実体験として子どものお風呂の入れ方や妊婦体験を通して妊婦に対しての理解など意識啓発に努めた。	○	

			生涯学習課	公民館主催講座において、男性の料理教室等、家庭において男性が家事・育児・介護に関する事を促進するための講座を開催する。	城西公民館、加茂町公民館、勝北公民館で公民館主催講座として、男性料理教室を年間を通じて実施した。	○	
			学校教育課	保護者を対象とした子育てワークショップ等において、家庭における家事・育児・介護の参画について考える機会を提供する。	家庭において男性が家事・育児に参画する研修として、市PTA連合会役員（男性、女性）が出演した朝食づくりの動画作成と配信を行い、男性の育児参加などの啓発を図った。	○	

主要施策(18) 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援の充実

No.	施策	概要	担当課	令和4年度事業実施計画	取組結果・内容	評価	△または×の理由
1	子育て支援体制の充実	<p>子育て中の男女が、安心して仕事、家庭生活、地域活動等に参加できるよう、多様なライフスタイルに対応した保育サービスや、子育て支援体制の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所・幼稚園・認定こども園における保育サービスの充実 ・病児保育の充実 ・子育て講座・教室の充実 ・放課後児童クラブ、放課後こども教室の整備と充実 ・地域子育て支援拠点の充実 ・ファミリー・サポート・センターの充実 	子育て推進課	放課後児童クラブについては、受入体制の拡充や環境整備を図っていく。 子育て支援施設（児童館、すくすく、わくわく、にこにこ）については、社会情勢やライフスタイルの変化に対応し、子育て支援サービスのさらなる拡充を図るため、事業内容の見直し検討を行う。	放課後児童クラブの受入体制の拡充や環境整備を行った。 一時預かりルーム「にこにこ」は利用者アンケートの結果等を踏まえ、令和4年度から、利用者ニーズの高い時間帯（9時～18時）に変更した。親子ひろば「すくすく」は共働き世帯も利用できるよう、土日祝日に開館している中央児童館に令和5年度から移転する準備を行った。	○	
			こども保育課	子育てしながらの仕事や生活が安心して行えるよう継続した子育て支援事業の実施を行う。	各園での一時預かりについては、継続して事業を実施したが、特に市立幼稚園では、令和4年度から一時預かりの時間を拡充し、保育サービスの充実を図った。 休日保育についても継続実施を行い、子育て中の男女のワーク・ライフ・バランスを支援することができた。	○	
			健康増進課	子育て世代包括支援センター事業を通して、妊娠、出産についての不安に寄り添い、自己決定できるように支援する。	子育てに支援が必要なケースに対して、支援プランを60件作成した。妊娠・出産において、不安を感じたり、親族等からの支援が得られない場合には、ホームヘルパー（4件延べ55回）を派遣し、家事援助等のサービス提供や、ショートステイ（3件）の利用を通して、安心して子育てできるよう支援した。	○	
			生涯学習課	子育て支援コーナーの充実、子育てに役立つ講座の開催や絵本の読み聞かせ等の行事を開催し、関係資料の紹介をする。 公民館主催講座において、子育て支援に配慮した講座を計画する。	子育て支援コーナーの資料を充実させた。子育て世代に向けた「といよしひこさんトークライブ」、読書ボランティア研修会を開催し、関係資料の展示紹介も併せて行った。 公民館主催講座実施において、子育てや子どもの居場所づくりの講座を実施した。	○	
			学校教育課	教育講演会、子育てワークショップなど、子育て中の保護者を対象とした親の学び・交流の機会や、幼稚園ごとに親子ふれあい教室を開催し、家庭の教育力の向上を図る。	各校における教育講演会（15回）や子育てワークショップ（51回）、新しい親学講座（16回）、家族ふれあい教室（8回）を実施するなど、家庭の教育力の向上を図った（参加者数4,133人）。市PTA連合会では、コミュニティ・スクール、スマホ等のルールづくりなど5回の研修を行った。	○	
			人権啓発課	男女共同参画の視点を取り入れながら、ファミリー・サポート・センターとの共催で子育てに関する講座等を開催する。 ワーク・ライフ・バランスに関する事業のなかで、仕事と子育てを両立できる働きやすい職場づくりへの支援を行う。	ファミリー・サポート・センターの子育てサポート講習会（4回）の開催に協力するなど、仕事と家庭を両立できる職場づくりへの情報提供を行った。	○	

2	介護保険・高齢者福祉・障害者福祉サービスの整備・充実	働く人のみならず、全ての人が安心して介護を行うことができる環境の整備や支援体制の充実を図ります。 ・介護保険サービス・高齢者福祉サービス・障害者福祉サービスの情報提供、セミナー等の開催 ・介護保険サービスの整備・充実 ・高齢者福祉サービスの整備・充実 ・障害者福祉サービスの整備・充実	高齢介護課	<p>高齢者福祉の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ①日常生活の支援 ②権利擁護 ③福祉施設の充実 <p>介護保険サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ①居宅サービス及び施設・居住系サービスの確保のための方策 ②地域密着型サービスの推進のための方策 ③介護保険事業の円滑な運営 <p>地域支援事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①介護予防の推進 ②認知症施策の推進 ③包括的支援事業 ④任意事業 <p>地域包括ケアシステムの構築</p>	<p>高齢者福祉の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ①日常生活の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・食の自立支援事業 利用者数22名 ・日常生活用具給付貸与 緊急通報装置8件 ②権利擁護 <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用推進を図った。 ③福祉施設の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・本市介護保険事業計画に沿った施設整備等の推進 <p>介護保険サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ①居宅サービス及び施設・居住系サービスの確保のための方策 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者へ参入や事業拡大促進のための情報提供等を行った。 ②地域密着型サービスの推進のための方策 <ul style="list-style-type: none"> ・より良いサービス提供を目指した事業者への指導・援助 ・本市介護保険事業計画に沿った事業所整備の推進 ・本市介護保険事業計画に沿った円滑な運営 <p>地域支援事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①介護予防の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・一般介護予防事業めざせ元気!!こけないからだ講座は新規2箇所、ふらっとカフェは新規1箇所が立ち上がった。また、既存グループの活動継続に向けた訪問支援を行った。 ②認知症高齢者SOSメール事業の登録者の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度546人増加。認知症の理解、啓発の推進を図った。 ③包括的支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア個別会議は、自立支援型会議として37回83事例を実施した。 ④任意事業 <ul style="list-style-type: none"> ・家族介護者の支援として、講座や交流を行った。 	○	
			障害福祉課	<p>障害福祉サービスの情報提供に努め、制度利用の促進を図る。</p>	<p>障害者サービスガイドブックや市ホームページを通じて情報提供に努めた。</p>	○	
			人権啓発課	<p>介護等に関する情報を提供する。 ワーク・ライフ・バランスに関する事業のなかで、仕事と介護を両立できる働きやすい職場づくりへの支援を行う。</p>	<p>介護に関する書籍を情報コーナーに配架した。 ワーク・ライフ・バランスについて、アドバイザーを事業所に派遣するなど情報提供を行った。</p>	○	

3	ひとり親家庭への自立支援	相談体制の充実、就労支援や母子・父子・寡婦福祉資金の貸付等により、精神的・経済的な自立が図られるよう支援します。 ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付 ・ひとり親家庭等医療費支給事業 ・高等職業訓練促進給付金等事業 ・自立支援教育訓練給付金事業 ・自立支援プログラム策定事業 等	子育て推進課	ひとり親家庭の親が安心して子育てと仕事を両立できるよう、就労支援や相談体制の充実、貸付制度等の周知を図り、自立に向けた支援を行う。	「津山市ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、ひとり親家庭の親が安心して子育てができるように、就労支援や相談体制の充実、貸付制度などの周知に努め、精神的・経済的な自立に向けて支援を行っている。 ・母子父子寡婦福祉資金貸付：4件 ・ひとり親家庭等医療費支給事業：32,172,668円 ・高等職業訓練促進給付金：3人 ・自立支援教育訓練給付金：4人 ・母子父子自立支援プログラム策定事業：2人 このほか、母子寡婦家庭等の自立と福祉の向上を図ることを目的として作られている津山市母子寡婦福祉資金の活動を支援している。	○	
---	--------------	---	--------	---	--	---	--

主要施策(19) 仕事と生活の調和の実現に向けた環境づくり

No.	施策	概要	担当課	令和4年度事業実施計画	取組結果・内容	評価	△または×の理由
1	事業所等における仕事と生活の調和の促進	事業所等における仕事と生活の両立支援を支援します。 ・ワーク・ライフ・バランスに関する啓発・情報提供 ・ワーク・ライフ・バランスの推進支援 ・市職員における仕事と生活の両立支援・働き方の改善	人事課	働き方改革による多様な働き方を実現するため、全職員が同じ目的意識を持てるよう計画的な研修等を実施していくとともに、テレワークや時差出勤の取り組みを積極的に推進する。	管理職（課長級職員・課長補佐級職員）及び新採用職員を対象に、多様な働き方など充実した生活を送るための研修を実施した。 また、テレワークの実践や時差出勤の実施などを積極的に促し、働き方改革及びワーク・ライフ・バランスの意識向上に繋がるように周知を図った。	○	
			人権啓発課	事業主等を対象としたワーク・ライフ・バランスの講座を開催する。 「ワーク・ライフ・バランス推進および女性活躍推進アドバイザー」の事業所への派遣、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の利用を促す。	ワーク・ライフ・バランスに関する講座やアドバイザー派遣事業を行った。 ・3月2日開催「最低限知っておくべき労務管理」、参加者：6名 ・ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍推進アドバイザー派遣事業：4社活用、全11回派遣 また、令和4年度はワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む推進企業として18社から申請があった。	○	
			契約監理室	総合評価時において、津山市ワーク・ライフ・バランス推進企業に認定された業者へ加算する。	総合評価時において、津山市ワーク・ライフ・バランス推進企業に認定された業者へ加算を実施した。	○	
			仕事・移住支援室	津山圏域雇用労働センターへパンフレットを設置するほか、津山広域事務組合と連携し、広域行政ホットニュースの送付等により、啓発を図る。	津山圏域雇用労働センターへパンフレットを設置するほか、津山広域事務組合と連携し、広域行政ホットニュースの送付等により、ワークライフバランスに係る啓発を行った。	○	
			みらい産業課	窓口のカウンターへパンフレットを設置し、セミナーや研修会の紹介を行う。	窓口パンフレットを設置し、女性活躍の拡大等に繋がるセミナー・研修の紹介を行った。	○	
			行財政改革推進室	職員の仕事と生活の調和等に資するため、事務の効率化の取り組みを推進する。	働き方改善の取組として全庁共通取組事項を示し、職員の仕事と生活の調和を目的に、事務の効率化の取り組みを推進した。	○	
			子育て推進課	定員が不足している児童クラブについては、クラスの増設等によって受入体制の拡充を図ることで、仕事と生活（育児）の両立が支援できるようワーク・ライフ・バランスを推進する。	希望した児童クラブへ入所できなかった児童へ全学区対応のクラブの情報提供を行うなど待機児童の減少に努め、仕事と生活の両立が支援できるようワーク・ライフ・バランスを推進した。	○	

			こども保育課	ワーク・ライフ・バランスの推進支援として、引き続き待機児童ゼロの維持に努める。	多様な保育の利用方法を提供することにより待機児童ゼロを達成することができ、子育て中の男女のワーク・ライフ・バランスを支援することができた。	○	
2	育児・介護休業制度の周知、啓発と活用促進	事業所や市民に対して、育児・介護休業制度の周知を行い、活用の促進を図ります。また市職員に対しての活用を図ります。 ・事業所へ向けた制度の普及・啓発 ・市職員へ向けた制度の普及・啓発	人事課	職員に対する制度活用に向けての相談体制の充実を図るとともに、引き続き、課長会議やイントラネット（「いくじ・かいごのススメ」）等を通じて、制度の周知徹底を図る。	「育児及び介護と仕事の両立」を人材育成方針の柱の一つと位置づけ、課長会議及びイントラネット等を通じて職員に周知し、制度の活用を促している。 「いくじ・かいごのススメ」については、イントラネットのキャビネットに掲載し、制度改正等に応じて随時更新し、必要とする職員に対して周知を行った。	○	
			人権啓発課	事業所向けのセミナーやさん・さん主催講座等において、育児・介護休業制度を周知し、男女ともに活用の促進を図る。 「ワーク・ライフ・バランス推進および女性活躍推進アドバイザー」を事業所に派遣し、育児・介護休業制度等の周知に努める。	ワーク・ライフ・バランスに関する講座やアドバイザー派遣事業を行った。 ・3月2日開催「最低限知っておくべき労務管理」、参加者6名 ・ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍推進アドバイザー派遣事業4社活用、全11回派遣 また、令和4年度はワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む推進企業として18社から申請があった。	○	
			契約監理室	総合評価時において、津山市ワーク・ライフ・バランス推進企業に認定された業者へ加点する。	総合評価時において、津山市ワーク・ライフ・バランス推進企業に認定された業者へ加点を実施した。	○	
			仕事・移住支援室	津山圏域雇用労働センターへパンフレットを設置するほか、津山広域事務組合と連携し、広域行政ホットニュースの送付等により啓発を図る。	津山圏域雇用労働センターへパンフレットを設置するほか、津山広域事務組合と連携し、広域行政ホットニュースの送付等により、啓発を図った。	○	

重点目標9 働く場における男女共同参画の推進

主要施策(20) 男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくり

No.	施策	概要	担当課	令和4年度事業実施計画	取組結果・内容	評価	△または×の理由
1	事業所に対する啓発および学習機会の提供	男女雇用機会均等法などの法令の周知を図るとともに、職種・職域の拡大など女性活躍の場の拡大、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント*など各種ハラスメントの防止など、性別に関わりなく能力が発揮できる職場環境づくりを労使双方に対して働きかけます。 ・啓発パンフレット等の配布 ・積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の促進 ・セミナー等の開催、出前講座等の実施 ・両立支援アドバイザーの派遣	人権啓発課	事業所向けのワーク・ライフ・バランス等のセミナーを開催する。 「ワーク・ライフ・バランス推進および女性活躍推進アドバイザー」を事業所に派遣する。	ワーク・ライフ・バランスに関する講座やアドバイザー派遣事業を行った。 ・3月2日開催「最低限知っておくべき労務管理」、参加者6名 ・ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍推進アドバイザー派遣事業4社活用、全11回派遣 また、令和4年度はワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む推進企業として18社から申請があった。	○	
			契約監理室	総合評価時において、津山市ワーク・ライフ・バランス推進企業に認定された業者へ加点する。	総合評価時において、津山市ワーク・ライフ・バランス推進企業に認定された業者へ加点を実施した。	○	
			みらい産業課	窓口のカウンターへパンフレットを設置し、セミナーや研修会の紹介を行う。	窓口へパンフレットの設置を行い、仕事と生活の両立に繋がる情報提供を行った。	○	

			仕事・移住支援室	津山圏域雇用労働センターへパンフレットを設置するほか、津山広域事務組合と連携し、広域行政ホットニュースを送付し、労働環境整備に向けた学習の場の情報を提供する。 また、地域企業を対象に、ワークショップ等を通して、女性活躍社会への理解を深めるためのセミナーを開催する。	津山圏域雇用労働センターへパンフレットを設置するほか、津山広域事務組合と連携し、広域行政ホットニュースを送付し、労働環境整備に向けた学習の場の情報を提供した。 また、岡山労働局と連携して、津山市内企業の人事担当者や経営者を対象に女性活躍推進セミナーを開催し啓発を図った。	○	
2	女性農業者への支援	女性農業者がいきいきと働き、能力が発揮できるよう研修機会を充実するとともに、自主的活動を支援します。 ・家族経営協定の普及・啓発 ・女性農業者組織活動支援	農業振興課	家族経営協定の普及・啓発を行うことで、認定農業者の女性比率6.5%以上を目指す。	家族経営協定の普及・啓発に取り組んだが、新規での協定締結には至らなかった。認定農業者の女性比率は6.40%となり、当初目標の9割を達成することができた。	○	
3	労働情報の提供	女性の就労を支援するため、関係機関と連携して各種就労情報を収集・提供します。 ・ハローワーク求人情報の提供	人権啓発課	ハローワーク発行の週間求人情報等を「さん・さん」に備え、来館者に情報提供する。	ハローワーク発行の週刊求人情報等を「さん・さん」に備え、来館者に情報提供を行った。	○	
			仕事・移住支援室	ハローワーク等の関係機関と連携し情報提供に努めるほか、津山広域事務組合と連携し、無料職業紹介センターからの就職に関する情報提供に努める。	津山圏域雇用労働センターへパンフレットを設置したほか、津山広域事務組合と連携し、無料職業紹介センターからの就職に関する情報を提供した。	○	
			生涯学習課	関連機関と連携して、ハローワークの求人情報をはじめ就労情報の提供を行う。	関連機関と連携して、ハローワークの求人情報をはじめ就労情報の提供を行った。	○	

主要施策(21) 女性のチャレンジ支援

No.	施策	概要	担当課	令和4年度事業実施計画	取組結果・内容	評価	△または×の理由
1	女性のキャリアアップの支援	各種研修会や学習機会の充実及び情報提供等により、女性の起業やキャリアアップを支援します。 ・人材育成事業「つやま産業塾(経営能力開発講座)」の開催 ・女性の起業支援 ・産業人材育成「津山まちなかカレッジ」の実施 ・各種資格取得講座の開催 ・キャリアアップに関する情報の提供	人権啓発課	県主催の女性のキャリア支援の講座のチラシなどを配架し、キャリアアップに関する情報を提供する。 「ワーク・ライフ・バランス推進および女性活躍推進アドバイザー」を事業所に派遣する。	情報コーナーへのキャリアアップに関する県主催講座のチラシの配架や図書の貸出など情報提供を行った。 ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍推進アドバイザーの派遣は、事業4社活用、全11回派遣した。	○	
			みらい産業課	人材育成事業「つやま産業塾(経営能力)」の開催と、産業人材育成「津山まちなかカレッジ」の実施により女性の起業やキャリアアップを支援する。	「津山まちなかカレッジ」において、女性のキャリアアップや資格取得講座を目的とした56講座(計画55講座)実施した。 つやま産業塾(経営能力開発講座)では、女性4名が参加し、年8回の連続講座(計画口座数8回)を実施した。	○	
			仕事・移住支援室	津山広域事務組合と連携し、広域行政ホットニュースや無料職業紹介センター等での相談業務により、キャリアアップに関する情報提供を行う。	津山広域事務組合と連携し、広域行政ホットニュースや無料職業紹介センター等での相談業務により、キャリアアップに関する情報提供を行った。	○	
			生涯学習課	まちカレと連携して女性のキャリアアップの支援となる講座を開催する。また図書館のまちカレコーナーを活用した情報提供を行う。	まちカレと連携し女性のキャリアアップ支援となるスマホ・パソコンを使ったZoom講座を開催した。図書館内のまちカレコーナーを活用したキャリアアップに関する情報発信を行った。	○	

2	多様な働き方に対する支援(再チャレンジ)	再就職や再チャレンジのための支援及び労働条件の改善に向けた啓発等を実施し、多様な働き方を支援します。 ・関係機関との連携による起業支援及び情報提供 ・家族経営協定の普及・啓発 ・就労支援セミナーの開催 ・産業人材育成「津山まちなかカレッジ」の実施 ・ビジネス支援コーナーの設置、関係資料を提供	人権啓発課	県主催の女性のキャリア支援の講座のチラシなどを配架し、キャリアアップに関する情報を提供する。 「ワーク・ライフ・バランス推進および女性活躍推進アドバイザー」を事業所に派遣する。	情報コーナーへのキャリアアップに関する県主催講座のチラシの配架や図書の貸出など情報提供を行った。 ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍推進アドバイザーの派遣は、事業4社活用、全11回派遣した。	○	
			みらい産業課	産業人材育成講座「津山まちなかカレッジ」の実施により女性の働き方を支援する。	「津山まちなかカレッジ」では、女性の就職やキャリア支援としてキャリアカウンセリング、OA基礎講座などを実施した。	○	
			仕事・移住支援室	津山広域事務組合と連携し、広域行政ホットニュースや無料職業紹介センター等での相談業務により、キャリアアップに関する情報提供を行う。	津山広域事務組合と連携し、広域行政ホットニュースや無料職業紹介センター等での相談業務により、キャリアアップに関する情報提供を行った。	○	
			農業振興課	家族経営協定の普及・啓発を行うことで、認定農業者の女性比率6.5%以上を目指す。	家族経営協定の普及・啓発に取り組んだが、新規での協定締結には至らなかった。また、認定農業者の女性比率が6.40%となり、当初目標の9割を達成することができた。	○	
			生涯学習課	ビジネス支援コーナー・まちカレコーナーで再就職や起業、キャリアアップに関連した資料提供や特集展示を行う。	ビジネス支援コーナー・まちカレコーナーで再就職や起業、キャリアアップに関連した資料提供や特集展示を行った。	○	
3	就業に関する相談体制の整備・充実	関係機関と協力して、就業条件等の疑問や悩みを解消するための相談事業を実施するとともに、一人親家庭等の職業能力の向上及び求職活動を支援します。 ・労働等に関する相談の実施 ・ひとり親家庭相談	人権啓発課	就業に関する相談があった場合に、ハローワーク、津山市自立相談支援センター等の紹介や母子就労支援制度等の説明を行い、関係機関へ適切につなぐ。	就労に関する相談に来られた人に、ハローワークやマザーズコーナーの紹介や母子就労支援制度等を説明した。	○	
			子育て推進課	関係機関と協力して、就業条件等の疑問や悩みを解消するための相談事業を実施するとともに、ひとり親家庭の経済的自立を目的とした職業能力の向上及び求職活動を支援する。	児童扶養手当受給者を対象に自立支援プログラム策定事業を実施しており、ひとり親家庭の経済的自立のため、ハローワークと連携して就労支援を行った。 ・令和4年度実績2名	○	
			仕事・移住支援室	津山広域事務組合と連携し、広域行政ホットニュースや無料職業紹介センター等での相談業務により、キャリアアップに関する情報提供を行う。	津山広域事務組合と連携し、広域行政ホットニュースや無料職業紹介センター等での相談業務により、職業能力の向上に関する情報提供を行った。	○	